

第 7 回尼崎市議会定例会市長提出予定案件

1 議案の数及び名称

(1) 議案の数

種 別	決 算 認 定	予 算	条 例	その他	計
件 数	5	5	1 1	1 1	3 2

(2) 議案の名称

<決算認定>

- 認定第 1 号 平成 2 9 年度尼崎市歳入歳出決算について
- 認定第 2 号 平成 2 9 年度尼崎市水道事業会計決算について
- 認定第 3 号 平成 2 9 年度尼崎市工業用水道事業会計決算について
- 認定第 4 号 平成 2 9 年度尼崎市下水道事業会計決算について
- 認定第 5 号 平成 2 9 年度尼崎市モーターボート競走事業会計決算について

<予算>

- 議案第 8 6 号 平成 3 0 年度尼崎市一般会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 8 7 号 平成 3 0 年度尼崎市特別会計後期高齢者医療事業費補正予算（第 1 号）
- 議案第 8 8 号 平成 3 0 年度尼崎市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 8 9 号 平成 3 0 年度尼崎市工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 9 0 号 平成 3 0 年度尼崎市モーターボート競走事業会計補正予算（第 2 号）

<条例>

- 議案第 9 1 号 尼崎市公共施設整備基金条例の一部を改正する条例について
- 議案第 9 2 号 尼崎市文化振興基金条例について
- 議案第 9 3 号 尼崎市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第 9 4 号 尼崎市介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 9 5 号 尼崎市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営

	の基準等を定める条例の一部を改正する条例について
議案第 96号	尼崎市立ユース交流センターの設置及び管理に関する条例について
議案第 97号	尼崎市指定管理者選定委員会条例の一部を改正する条例について
議案第 98号	尼崎市農業共済条例の一部を改正する条例について
議案第 99号	尼崎市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例について
議案第100号	尼崎市建築物等関係事務手数料条例の一部を改正する条例について
議案第101号	尼崎市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
<その他>	
議案第102号	工事請負契約について（あまがさき・ひと咲きプラザ整備工事）
議案第103号	工事請負契約について（あまがさき・ひと咲きプラザ整備工事のうち電気設備工事）
議案第104号	工事請負契約について（あまがさき・ひと咲きプラザ整備工事のうち機械設備工事）
議案第105号	工事請負契約の変更について（潮小学校校舎増築等工事）
議案第106号	工事請負契約の変更について（大庄支所・地区会館複合施設新築工事）
議案第107号	事業契約及び市有地の売払いについて（市営武庫3住宅第3期（西昆陽住宅）建替事業）
議案第108号	市道路線の認定について
議案第109号	平成29年度尼崎市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
議案第110号	平成29年度尼崎市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
議案第111号	平成29年度尼崎市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
議案第112号	平成29年度尼崎市モーターボート競走事業会計未処分利益剰余金の処分について

2 その他の報告

- (1) 議会の指定に基づく専決処分
 - ・ 和解及び損害賠償の額の決定

その他の事故 6件 624,933円

- ・ 住居表示実施対象地区内の公の施設等の位置の表示の変更に伴う条例の改正

対象となる条例 尼崎市立教育総合センター条例

改正理由 あまがさき・ひと咲きプラザ（ひと咲きタワー）の住居表示の変更

(2) 公益財団法人等の経営状況

(3) 平成29年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率

3 追加提出予定案件

<人事>

- ・ 尼崎市固定資産評価審査委員会の委員の選任
- ・ 人権擁護委員の候補者の推薦

第7回尼崎市議会定例会

議案説明資料

<平成30年9月定例会>

種 別	決算認定	番 号	認定第1号	所 管	財政課	
件 名	平成29年度尼崎市歳入歳出決算について					
内 容						
概要 (単位：千円)						
区 分	歳入総額	歳出総額	形式収支	翌年度に繰り越すべき財源	実質収支	
一 般 会 計	200,813,369	200,419,083	394,286	197,955	196,331	
特 別 会 計	112,748,563	106,817,967	5,930,596	0	5,930,596	
国民健康保険事業費	62,325,844	57,320,070	5,005,774	0	5,005,774	
地方卸売市場事業費	436,333	327,509	108,824	0	108,824	
育英事業費	7,955	7,955	0	0	0	
農業共済事業費	17,591	10,798	6,793	0	6,793	
公共用地先行取得事業費	2,863,683	2,863,683	0	0	0	
公害病認定患者救済事業費	20,760	20,520	240	0	240	
母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	41,485	18,755	22,730	0	22,730	
青少年健全育成事業費	7,213	7,213	0	0	0	
介護保険事業費	41,296,169	40,693,506	602,663	0	602,663	
後期高齢者医療事業費	5,636,864	5,463,890	172,974	0	172,974	
駐車場事業費	94,666	84,068	10,598	0	10,598	
合 計	313,561,932	307,237,050	6,324,882	197,955	6,126,927	

<平成30年9月定例会>

種別	決算認定	番号	認定第2～5号	所管	水道部経理課 下水道部経営企画課 ボートレース事業部経営 企画課	
件名	平成29年度尼崎市水道事業会計決算について 平成29年度尼崎市工業用水道事業会計決算について 平成29年度尼崎市下水道事業会計決算について 平成29年度尼崎市モーターボート競走事業会計決算について					
内 容						
概要 (単位：千円)						
区分		水道事業	工業用水道事業	下水道事業	モーターボート競走事業	
収益的 収支 (税抜)	経常損益	収益	9,209,836	1,731,308	12,263,973	33,522,910
		費用	8,180,069	1,399,224	10,652,437	32,653,640
		差引 ①	1,029,767	332,084	1,611,536	869,270
	特別損益	利益	317,182	203,600	53	0
		損失	810,548	0	1,450	101
		差引 ②	△ 493,366	203,600	△ 1,397	△101
	純利益 ①+②		536,401	535,684	1,610,139	869,169
資本的 収支	収入	742,729	44,935	4,779,491	38,760	
	支出	2,908,700	242,957	8,910,330	414,547	
	差引 ③	△ 2,165,971	△ 198,022	△ 4,130,839	△375,787	
補てん財源 ④		2,052,497	905,561	5,399,678	1,372,612	
資金収支	年間 ③+④	△ 113,474	707,539	1,268,839	996,825	
	累計	7,162,702	8,118,699	8,655,623	6,415,898	

<平成30年9月定例会>

種 別	予算	番 号	議案第86号	所 管	各事業所管課
件 名	平成30年度尼崎市一般会計補正予算 (第2号)				
内 容					
1 補正予算の規模					
(単位：千円)					
	現在予算額	補正予算額	補正後予算額		
	207,905,144	856,860	208,762,004		
2 歳入歳出補正予算額					
(単位：千円)					
	歳 入		歳 出		
	款	補正予算額	款	補正予算額	
	国庫支出金	33,599	総務費	539,718	
	寄付金	1,000	民生費	19,309	
	繰入金	6,000	土木費	112,868	
	繰越金	150,242	消防費	15,668	
	諸収入	388,119	教育費	146,297	
	市債	277,900	災害復旧費	23,000	
	合 計	856,860	合 計	856,860	
3 債務負担行為 変更					
(単位：千円)					
事 項	補 正 前		補 正 後		
	期 間	限度額	期 間	限度額	
道路橋りょう 新設改良事業	平成31年度	148,000	平成32年度	500,000	
4 補正予算の内容					
<p>大阪府北部を震源とする地震による高槻市等におけるブロック塀の倒壊被害を踏まえ、市有施設のブロック塀を改修するほか、モーターボート競走事業会計における未処分利益剰余金の処分に伴う収益事業収入の増額分及び塚口さんさんタウン3番館の残余財産に係る分配金の公共施設整備保全基金（平成30年10月名称変更予定）への積立や、阪神尼崎駅北側の中央公園パークセンターを観光案内所としてリニューアル</p>					

アルするなどの観光地域づくり関連経費の増額などを行う。費目別事業概要は別紙のとおり。

費目別事業概要

総務費	539,718 千円
財政調整基金積立金	99,000 千円
平成 29 年度決算剰余金の 2 分の 1 相当額の積立を行う。	
公共施設整備保全基金積立金（平成 30 年 10 月名称変更予定）	388,119 千円
モーターボート競走事業会計における未処分利益剰余金の処分に伴う収益事業収入の増額分及び塚口さんさんタウン 3 番館の残余財産に係る分配金の積立を行う。	
文化振興基金積立金	11,000 千円
平成 30 年 11 月に設置予定の文化振興基金の原資等の積立を行う。	
尼崎版観光地域づくり推進事業費	8,000 千円
阪神尼崎駅北側の中央公園パークセンターを観光案内所としてリニューアルする費用の一部を補助する。	
戸籍住民基本台帳事務等関係事業費	30,899 千円
住民票等への旧姓併記対応に係るシステム改修を行う。	
コンビニ交付等市民窓口改善事業費	2,700 千円
住民票等への旧姓併記対応に係るシステム改修を行う。	
民生費	19,309 千円
更生保護施設整備事業費	4,932 千円
更生保護センターのブロック塀の改修を行う。	
公立保育所施設整備事業費	14,377 千円
公立保育所のブロック塀の改修を行う。	
土木費	112,868 千円
尾浜庁舎管理事業費	330 千円
尾浜庁舎のブロック塀の改修を行う。	

公園維持管理事業費	13,000 千円
中央公園パークセンターを観光案内所としてリニューアルすることに併せて公衆トイレの改修を行う。	
花と緑のまちづくり推進事業費	36,000 千円
中央公園パークセンターを観光案内所としてリニューアルすることに伴い、同施設で行ってきた緑化展示機能を上坂部西公園へ移設する。また、大阪府北部を震源とする地震による高槻市等のブロック塀の倒壊被害を踏まえ、民間住宅の生垣設置に係る補助事業を拡充する。	
尼崎城址公園整備事業費	27,500 千円
尼崎城址公園において人工芝広場及び有料駐車場管理機器の整備を行う。	
公園維持管理事業費	19,272 千円
都市公園等のブロック塀の改修を行う。	
市営住宅指定管理者管理運営事業費	16,766 千円
市営住宅のブロック塀の改修を行う。	
消防費	15,668 千円
消防庁舎等整備事業費	15,668 千円
消防署のブロック塀の改修を行う。	
教育費	146,297 千円
各種施設整備事業費	62,996 千円
小学校のブロック塀の改修を行う。	
各種施設整備事業費	43,457 千円
中学校のブロック塀の改修を行う。	
各種施設整備事業費	39,244 千円
高等学校のブロック塀の改修を行う。	
施設整備事業費	600 千円
幼稚園のブロック塀の改修を行う。	

災害復旧費**23,000 千円****公園災害復旧費**

23,000 千円

大阪府北部を震源とする地震により被災した尼崎城址公園の築地塀の復旧を行う。また、平成 30 年 7 月豪雨により被災した武庫川河川敷緑地の復旧を行う。

(参 考) 市有施設に係るブロック塀改修及び民間住宅ブロック塀等補助について

1 市有施設のブロック塀の改修について

※ 施設数及び事業費については一般会計及び企業会計において実施するものの合計を記載

(1) 9月補正で対応 47 施設 293,203 千円

<学校施設 25 施設>

- ・ブロック塀の高さが2.2m以下、1.2m超のもので道路に面するもの

<学校施設以外 22 施設>

- ・ブロック塀の高さが2.2m超のもの
- ・ブロック塀の高さが2.2m以下、1.2m超のもので道路に面するもの
- ・上記の条件に伴う改修工事と一体的に工事を実施することが望ましいものなど

(2) 流用・予備費等で対応 21 施設 約 168,000 千円

<学校施設 13 施設>

- ・学校施設で2.2m超のもの
- ・損傷があるなど、危険性が認められるものなど

<学校施設以外 8 施設>

- ・損傷があるなど、危険性が認められるものなど

(3) 今後対応予定 54 施設 約 249,000 千円

<学校施設 20 施設 学校施設以外 34 施設>

- ・ブロック塀の高さが2.2m以下、1.2m超のもので道路に面していないもの
- ・他の改修工事との関連があるものなど

2 民間住宅のブロック塀等補助について

(1) 民間住宅の生垣設置補助 <9月補正で対応> 6,000 千円

- ・1件あたり設置費用の2分の1かつ20万円を上限に、道路に面する生垣設置に係る補助事業を実施するもの（その他、補助条件あり）
- ・事業費 600万円（20万円×30件） ※緑化基金を取り崩して対応する
- ・9月議会での補正予算成立後、受付開始

(2) 民間住宅のブロック塀等撤去補助 <流用で対応> 約 10,000 千円

- ・1件あたり撤去及び処分費用の2分の1かつ10万円を上限に、道路に面するブロック塀等撤去に係る補助事業を実施するもの（その他、補助条件あり）
- ・事業費 約1,000万円（10万円×100件程度）
- ・7月30日（月）から受付開始
- ・10月以降においては、概ね同趣旨の県制度が開始される予定

<平成30年9月定例会>

種 別	予 算	番 号	議案第87号	所 管	後期高齢者医療制度担当
件 名	平成30年度尼崎市特別会計後期高齢者医療事業費補正予算 (第1号)				
内 容					
1	補正予算の規模				
	(単位：千円)				
	現在予算額	補正予算額	補正後予算額		
	5,819,243	11,559	5,830,802		
2	歳入歳出補正予算額				
	(単位：千円)				
	歳 入		歳 出		
	款	補正予算額	款	補正予算額	
	国庫支出金	7,128	総務費	7,128	
	諸収入	4,431	諸支出金	4,431	
	合 計	11,559	合 計	11,559	
3	補正予算の内容				
(1)	総務費				
	・ 後期高齢者医療制度システム関係経費				7,128千円
	保険料軽減特例の見直しに伴いシステム改修を行う。				
(2)	諸支出金				
	・ 保険料過誤納金還付金				4,431千円
	被保険者の過誤納となった保険料の還付を行う。				

<平成30年9月定例会>

種 別	予算	番 号	議案第88号	所 管	水道部経理課
件 名	平成30年度尼崎市水道事業会計補正予算(第1号)				
内 容					
1	補正理由 大阪府北部を震源とする地震による高槻市等におけるブロック塀の倒壊被害を踏まえ、水道施設のブロック塀を改修するとともに、あわせて、上下水道庁舎外壁補修等工事にかかる設計業務委託の入札不調により、工事が年度内に完成できなくなったことから、それらに関連する所要の経費を補正するもの。				
2	補正予算の内容				
	(1) 収益的収入及び支出				
	○ 収入				
	(単位：千円)				
		既決予定額	補正予定額	計	
	第1款 水道事業収益	9,810,543	△6,836	9,803,707	
	第2項 営業外収益	200,184	△6,836	193,348	
	○ 支出				
	(単位：千円)				
		既決予定額	補正予定額	計	
	第1款 水道事業費用	8,843,445	△32,068	8,811,377	
	第1項 営業費用	8,489,350	△26,267	8,463,083	
	第2項 営業外費用	339,723	△5,801	333,922	
	(2) 資本的収入及び支出				
	○ 支出				
	(単位：千円)				
		既決予定額	補正予定額	計	
	第1款 水道事業資本的支出	3,528,032	12,284	3,540,316	
	第1項 建設改良費	211,590	12,284	223,874	

(3) 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
上下水道庁舎外壁補修等工事	平成 31 年度	33,103

<平成30年9月定例会>

種 別	予算	番 号	議案第89号	所 管	水道部経理課
件 名	平成30年度尼崎市工業用水道事業会計補正予算 (第1号)				
内 容					
1	補正理由 大阪府北部を震源とする地震による高槻市等におけるブロック塀の倒壊被害を踏まえ、工業用水道施設のブロック塀を改修するとともに、あわせて、上下水道庁舎外壁補修等工事にかかる設計業務委託の入札不調により、工事が年度内に完成できなくなったことから、それらに関連する所要の経費を補正するもの。				
2	補正予算の内容				
	(1) 収益的収入及び支出				
	○ 支出				
	(単位：千円)				
		既決予定額	補正予定額	計	
	第1款 工業用水道事業費用	1,862,343	△7,159	1,855,184	
	第1項 営業費用	1,048,171	△6,397	1,041,774	
	第3項 営業外費用	39,767	△762	39,005	
	(2) 資本的収入及び支出				
	○ 支出				
	(単位：千円)				
		既決予定額	補正予定額	計	
	第1款 工業用水道事業資本的支出	160,886	24,241	185,127	
	第1項 建設改良費	74,125	24,241	98,366	
	(3) 債務負担行為				
	(単位：千円)				
	事 項	期 間	限 度 額		
	上下水道庁舎外壁補修等工事	平成31年度	6,397		

<平成30年9月定例会>

種 別	予算	番 号	議案第90号	所 管	ボートレース事業部経営 企画課
件 名	平成30年度尼崎市モーターボート競走事業会計補正予算 (第2号)				
内 容					
1	補正理由 大阪府北部を震源とする地震による高槻市等におけるブロック塀の倒壊被害を踏まえ、モーターボート競走場内のブロック塀を改修することから、所要の経費を補正するもの。				
2	補正予算の内容				
	(1) 収益的収入及び支出				
	○ 支出				
	(単位：千円)				
		既決予定額	補正予定額	計	
	第1款 モーターボート競走事業費用	40,078,949	△135	40,078,814	
	第2項 営業外費用	323,324	△135	323,189	
	(2) 資本的支出				
	○ 支出				
	(単位：千円)				
		既決予定額	補正予定額	計	
	第1款 モーターボート競走事業資本的支出	1,071,275	39,037	1,110,312	
	第1項 建設改良費	1,070,275	39,037	1,109,312	

<平成30年9月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第91号	所 管	財政課
件 名	尼崎市公共施設整備基金条例の一部を改正する条例について				
内 容					
1	<p>改正理由</p> <p>本市の公共施設について、予防保全の更なる推進を図るため、本基金の設置目的及び条例名称を変更するもの。</p> <p>また、本基金へ積み立てる額については、本市が施行する公営競技からの収益事業収入を基本としているところであるが、モーターボート競走事業会計における未処分利益剰余金の処分に伴う収益事業収入の増額分についても継続的に積立てを行っていくことを見据え、所要の整備を行うもの。</p>				
2	<p>主な改正内容</p> <p>(1) 公共施設に係る予防保全の推進</p> <p>公共施設に係る予防保全の更なる推進を図るため、本基金の設置目的に「公共施設の保全」を新たに明文化するとともに、条例の名称を「尼崎市公共施設整備基金条例」から「尼崎市公共施設整備保全基金条例」に改めるなどの整備を行う。</p> <p>(2) 基金への積立てについて</p> <p>本基金へ積み立てる額のうち、本市が施行する公営競技からの収益事業収入に係る規定について、現行の「公営競技の売上金の額に1,000分の2を乗じて得た額以上の額で毎年度一般会計歳入歳出予算で定める額」を「公営競技の収益の額の範囲内において毎年度一般会計歳入歳出予算で定める額」へ改める。</p>				
3	<p>施行期日</p> <p>公布の日</p>				

尼崎市公共施設整備基金条例

改正後	現 行
<p>(題名) <u>尼崎市公共施設整備保全基金条例</u></p> <p>(設置) 第1条 市が設置する公共施設の整備及び<u>保全に要する経費の財源を確保するため、尼崎市公共施設整備保全基金</u>（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>(基金の額) 第2条 基金として積み立てる額は、<u>次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>市に係る公営競技の収益の額の範囲内において毎年度一般会計歳入歳出予算</u>（以下「予算」という。）で定める額</p> <p>(管理) 第3条 基金に属する現金は、<u>金融機関</u>への預金その他最も<u>確実かつ有利な方法</u>により保管しなければならない。</p> <p>2 基金に属する現金は、必要に応じ、<u>最も確実かつ有利な動産又は不動産</u>に代えることができる。</p> <p>(処分) 第6条 基金は、<u>第1条に規定する設置の目的を達成するため、市長が必要があると認めるときに限り、処分</u>することができる。</p>	<p>(題名) <u>尼崎市公共施設整備基金条例</u></p> <p>(設置) 第1条 <u>本市の公共施設の整備及び公共事業の円滑かつ効率的な執行を図るため、尼崎市公共施設整備基金</u>（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>(基金の額) 第2条 基金として積み立てる額は、<u>次に掲げる額とする。</u></p> <p>(1) <u>本市が施行する公営競技の売上金の額に1,000分の2を乗じて得た額以上の額</u>で毎年度一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額</p> <p>(管理) 第3条 基金に属する現金は、<u>金融機関等</u>への預金その他<u>確実かつ有利な方法</u>により保管しなければならない。</p> <p>2 基金に属する現金は、必要に応じ、<u>確実かつ有利な動産又は不動産</u>に代えることができる。</p> <p>(処分) 第6条 基金は、<u>次に掲げる場合に限り、処分</u>することができる。</p> <p>(1) <u>大規模な公共施設の整備に要する経費の財源に充てるとき。</u></p> <p>(2) <u>その他公共施設の整備に関連する経費の財源に充てるとき。</u></p>

<平成30年9月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第92号	所 管	文化特命担当
件 名	尼崎市文化振興基金条例について				
内 容					
<p>1 制定理由</p> <p>本市においては、平成29年2月に策定した尼崎市文化ビジョンに基づき文化の振興に取り組んでいる。その中で、文化の振興に取り組む機運や寄付文化を醸成し、さらなる文化の振興を図るため、地方自治法241条の規定に基づく尼崎市文化振興基金を設置するための条例を制定するもの。</p> <p>2 主な制定内容</p> <p>(1) 基金の額 (第2条)</p> <p>基金に積み立てる額について、文化の振興に関する事業に要する経費に充てるための寄付金の額及び毎年度一般会計歳入歳出予算で定める額と定める。</p> <p>(2) 管理 (第3条)</p> <p>基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管することを義務付けるとともに、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができることを定める。</p> <p>(3) 処分 (第6条)</p> <p>基金は文化の振興という設置の目的を達成するため、市長が必要があると認めるときに限り、処分することができることとする。</p> <p>3 施行期日</p> <p>平成30年11月3日</p>					

<平成30年9月定例会>

種 別	条 例	番 号	議案第93号	所 管	介護保険事業担当
件 名	尼崎市介護保険条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成29年法律第52号)の制定により、介護保険法において、新たに介護医療院が創設されたため、当該介護医療院の開設に係る許可手数料等の規定を新たに設けるもの。</p> <p>また、介護保険法施行令等の一部を改正する政令(平成30年政令第56号)の制定に伴う所要の整備を行うもの。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 介護医療院の創設による改正</p> <p>ア 介護医療院の開設許可申請手数料について、1件につき63,000円とする。</p> <p>イ 介護医療院の開設許可更新申請手数料について、1件につき15,000円とする。</p> <p>ウ 介護医療院の変更許可申請手数料について、1件につき33,000円とする。</p> <p>(2) 引用条文の変更</p> <p>第5条に規定する保険料率に係る合計所得金額の定義について、介護保険法施行令で規定する条文が変更されているため、それに合わせて、その引用条文を現行の「介護保険法施行令第38条第1項第1号ハ」から「介護保険法施行令第22条の2第1項」に改める。</p> <p>3 施行期日</p> <p>公布の日の翌日。</p> <p>ただし、引用条文の変更については、公布の日。</p>					

尼崎市介護保険条例

改正後	現 行
<p>(保険料率)</p> <p>第5条 略</p> <p>(6) 略</p> <p>ア 合計所得金額（<u>当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額（令第22条の2第1項に規定する合計所得金額をいう。）をいう。</u>以下同じ。）が120万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>(指定介護老人福祉施設の指定申請手数料等)</p> <p>第12条 法第86条第1項の規定による指定介護老人福祉施設の指定を受けようとする者、法第86条の2第4項において準用する法第86条第1項の規定による当該指定の更新を受けようとする者、法第94条第1項の規定により介護老人保健施設の開設の許可を受けようとする者、法第94条の2第4項において準用する法第94条第1項の規定により当該許可の更新を受けようとする者、<u>同条第2項の規定により介護老人保健施設の変更の許可（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第136条第1項第7号に掲げる事項の変更を伴うものに限る。）を受けようとする者、法第107条第1項の規定により介護医療院の開設の許可を受けようとする者、法第108条第4項において準用する法第107条第1項の規定により当該許可の更新を受けようとする者又は同条第2項の規定により介護医療院の変更の許可（同令第138条第1項第7号に掲げる事項の変更を伴うものに限る。）を受けようとする者は、これらの指定若しくは許可又は更新の申請の際、別表第3に定める手数料を納付しなければならない。</u></p>	<p>(保険料率)</p> <p>第5条 略</p> <p>(6) 略</p> <p>ア 合計所得金額（<u>令第38条第1項第1号ハに規定する合計所得金額をいう。</u>以下同じ。）が120万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>(指定介護老人福祉施設の指定申請手数料等)</p> <p>第12条 法第86条第1項の規定による指定介護老人福祉施設の指定を受けようとする者、法第86条の2第4項において準用する法第86条第1項の規定による当該指定の更新を受けようとする者、法第94条第1項の規定により介護老人保健施設の開設の許可を受けようとする者、法第94条の2第4項において準用する法第94条第1項の規定により当該許可の更新を受けようとする者<u>又は同条第2項の規定により介護老人保健施設の変更の許可（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第136条第1項第7号に掲げる事項の変更を伴うものに限る。）を受けようとする者は、</u>これらの指定若しくは許可又は更新の申請の際、別表第3に定める手数料を納付しなければならない。</p>

別表第3

種別	手数料
1～5 略	略
6 介護医療院の 開設許可申請手 数料	1件につき 63, 000円
7 介護医療院の 開設許可更新申 請手数料	1件につき 15, 000円
8 介護医療院の 変更許可申請手 数料	1件につき 33, 000円

別表第3

種別	手数料
1～5 略	略

<平成30年9月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第94号	所 管	介護保険事業担当
件 名	尼崎市介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成29年法律第52号)の制定により、介護保険法が改正され、訪問介護、通所介護及び短期入所生活介護等について、高齢者や障害児者が共に利用できる共生型サービスが介護保険サービスとして創設されるとともに、新たに介護医療院が創設された。</p> <p>それらの改正内容に合わせて、当該共生型サービスの創設に係る所要の整備を行うとともに、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に係る規定の追加を行うもの。</p> <p>併せて、本市における介護療養型医療施設の廃止に伴う所要の整備を行うもの。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>(1) 共生型サービスに係る改正</p> <p>共生型居宅サービス事業者等の特例に関する基準を追加し、介護保険サービスにおける共生型サービス事業者としての指定を受ける場合の人員、設備及び運営の基準について、従来の介護保険サービス事業者に係る基準と同様の基準とする。</p> <p>(2) 介護医療院に係る改正</p> <p>介護医療院の創設に伴い、介護医療院を開設する場合の人員、施設及び設備並びに運営の基準について、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成30年厚生労働省令第5号)における規定内容等を準拠するよう新たな規定を定める。</p> <p>(3) 介護療養型医療施設に係る改正</p> <p>現行の条例第20条にて規定している「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準」について、既にその対象となる施設が尼崎市内になく、今後の新たな開設も認められていないことから当該規定を削除する。</p> <p>3 施行期日</p> <p>平成30年11月1日。</p> <p>ただし、介護療養型医療施設に係る改正等については、公布の日。</p>					

尼崎市介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例

改正後	現 行
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、法における用語の意義による。</p> <p>(指定居宅サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準)</p> <p>第3条 法第42条第1項第2号の条例で定める基準、<u>法第72条の2第1項第1号の条例で定める基準及び員数並びに同項第2号の条例で定める基準並びに法第74条第1項の条例で定める基準及び員数並びに同条第2項の条例で定める基準は、次項から第13項までに規定するもののほか、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(省令第3条第1項に規定する基準を除く。以下この条において「人員等基準」という。)(人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令の規定(記録の保存期間に係る規定として規則で定めるものに限る。)中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。</u></p> <p>(指定介護予防サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準)</p> <p>第5条 法第54条第1項第2号の条例で定める基準、<u>法第115条の2の2第1項第1号の条例で定める基準及び員数並びに同項第2号の条例で定める基準並びに法第115条の4第1項の条例で定める基準及び員数並びに同条第2項の条例で定める基準は、次項に規</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、<u>法及び健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号。以下「改正法」という。)</u><u>附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第26条の規定による改正前の法(以下「旧法」という。)</u>における用語の意義による。</p> <p>(指定居宅サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準)</p> <p>第3条 法第42条第1項第2号の条例で定める基準並びに<u>法第74条第1項の条例で定める基準及び員数並びに同条第2項の条例で定める基準は、次項から第13項までに規定するもののほか、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(省令第3条第1項に規定する基準を除く。以下この条において「人員等基準」という。)(人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令の規定(記録の保存期間に係る規定として規則で定めるものに限る。)</u>中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。</p> <p>(指定介護予防サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準)</p> <p>第5条 法第54条第1項第2号の条例で定める基準並びに<u>法第115条の4第1項の条例で定める基準及び員数並びに同条第2項の条例で定める基準は、次項に規定するもののほか、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等</u></p>

定するもののほか、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下この条において「省令」という。）に定める基準（省令第3条第1項に規定する基準を除く。以下この条において「人員等基準」という。）（人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。）のとおりとする。この場合において、省令の規定（記録の保存期間に係る規定として規則で定めるものに限る。）中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。
(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準)

第10条 法第78条の2の2第1項第1号の条例で定める基準及び員数並びに同項第2号の条例で定める基準並びに法第78条の4第1項の条例で定める基準及び員数並びに同条第2項の条例で定める基準(以下これらを「指定地域密着型サービス事業基準」という。)は、次項及び第3項に規定するもののほか、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下この条において「省令」という。）に定める基準（省令第3条第1項に規定する基準を除く。以下この条において「人員等基準」という。）（人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。）のとおりとする。この場合において、省令の規定（記録の保存期間に係る規定として規則で定めるものに限る。）中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

(介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準)

第14条 略

(介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準)

に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下この条において「省令」という。）に定める基準（省令第3条第1項に規定する基準を除く。以下この条において「人員等基準」という。）（人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。）のとおりとする。この場合において、省令の規定（記録の保存期間に係る規定として規則で定めるものに限る。）中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準)

第10条 法第78条の4第1項の条例で定める基準及び員数並びに同条第2項の条例で定める基準（以下これらを「指定地域密着型サービス事業基準」という。）は、次項及び第3項に規定するもののほか、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下この条において「省令」という。）に定める基準（省令第3条第1項に規定する基準を除く。以下この条において「人員等基準」という。）（人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。）のとおりとする。この場合において、省令の規定（記録の保存期間に係る規定として規則で定めるものに限る。）中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

(介護老人保健施設の人員、設備及び運営の基準)

第14条 略

第15条 法第111条第1項の条例で定める施設、同条第2項の条例で定める員数及び同条第3項の条例で定める基準は、次項に規定するもののほか、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号。以下この条において「省令」という。）に定める基準（省令第2条第2項に規定する基準を除く。以下この条において「人員等基準」という。）（人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。）のとおりとする。この場合において、省令第42条第2項（省令第54条において準用する場合を含む。）中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

2 第3条第2項、第3項、第5項、第6項及び第9項から第13項までの規定は介護医療院の設置者について、同条第4項及び第7項の規定は介護医療院について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

第16条・第17条 略

（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準）

第18条 法第115条の12の2第1項第1号の条例で定める基準及び員数並びに同項第2号の条例で定める基準並びに法第115条の14第1項の条例で定める基準及び員数並びに同条第2項の条例で定める基準は、次項に規定するもののほか、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下この条において「省令」という。）に定める基準（省令第3条第1項に規定する基準を除く。以下この条において「人員等基準」という。）（人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。）

第15条・第16条 略

（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準）

第17条 法第115条の14第1項の条例で定める基準及び員数並びに同条第2項の条例で定める基準は、次項に規定するもののほか、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下この条において「省令」という。）に定める基準（省令第3条第1項に規定する基準を除く。以下この条において「人員等基準」という。）（人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。）のとおりとする。この場合において、省令の規定（記録の保存期間に係る規定として規則で定めるものに限る。）

のとおりとする。この場合において、省令の規定（記録の保存期間に係る規定として規則で定めるものに限る。）中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

第19条 略

（地域包括支援センターの職員等の基準）

第20条 法第115条の46第5項の条例で定める基準は、次項から第4項までに規定するもののほか、施行規則第140条の66に規定する基準（同条第1号に規定する基準を除く。以下この条において「実施基準」という。）（実施基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。）のとおりとする。

（削る）

中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

第18条 略

（地域包括支援センターの職員等の基準）

第19条 法第115条の46第4項の条例で定める基準は、次項から第4項までに規定するもののほか、施行規則第140条の66に規定する基準（同条第1号に規定する基準を除く。以下この条において「実施基準」という。）（実施基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。）のとおりとする。

（指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準）

第20条 旧法第110条第1項の条例で定める員数及び同条第2項の条例で定める基準は、次項に規定するもののほか、改正法附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成24年厚生労働省令第10号）第1条の規定による廃止前の指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号。以下「省令」という。）に定める基準（省令第1条の2第2項に規定する基準を除く。以下「人員等基準」という。）（人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。）のとおりとする。この場合において、省令第36条第2項（省令第50条において準用する場合を含む。）中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

2 第3条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定は指定介護療養型医療施設の設置者について、同条第4項及び第7項の規定は指定

介護療養型医療施設について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

別表

センターが担当する区域内に居住する第1号被保険者の人数	人員配置基準
おおむね3,000人以上6,000人未満	第20条第2項第1号から第3号までに掲げる者（以下「保健師等」という。）のそれぞれ1人

別表

センターが担当する区域内に居住する第1号被保険者の人数	人員配置基準
おおむね3,000人以上6,000人未満	第19条第2項第1号から第3号までに掲げる者（以下「保健師等」という。）のそれぞれ1人

<平成30年9月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第95号	所 管	障害福祉課
件 名	尼崎市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成29年法律第52号)の制定により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律が改正され、居宅介護及び重度訪問介護、生活介護及び自立訓練並びに短期入所について、高齢者や障害児者が共に利用できる共生型サービスが障害福祉サービスとして創設されたため、当該共生型サービスの創設に係る所要の整備を行うもの。</p> <p>併せて、平成30年4月より新たな障害福祉サービスの1つとして位置付けられている「就労定着支援」について、当該サービスを行った場合の記録の保存期間に係る所要の整備を行うもの。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 共生型サービスに係る改正</p> <p>共生型障害福祉サービス事業者の特例に関する基準を追加し、障害福祉サービスにおける共生型サービス事業者としての指定を受ける場合の人員、設備及び運営の基準について、従来の障害福祉サービス事業者に係る基準と同様の基準とする。</p> <p>(2) 就労定着支援に係る改正</p> <p>記録の保存期間の規定について、就労定着支援に関する規定を追加し、他の障害福祉サービスと同様の基準とする。</p> <p>3 施行期日</p> <p>平成30年11月1日</p>					

尼崎市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例

改正後	現 行
<p>(指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準)</p> <p>第3条 法第30条第1項第2号イ、<u>第41条の2第1項各号並びに第43条第1項及び第2項の条例</u>で定める基準は、次項から第8項までに規定するもののほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(省令第3条第2項に規定する基準を除く。以下この条において「人員等基準」という。)(人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令の規定(指定居宅介護(省令第4条第1項に規定する指定居宅介護をいう。)に関する記録の保存期間に係る規定として規則で定めるものに限る。)中「当該指定居宅介護を提供した日」とあるのは「その完結の日」と、省令の規定(指定療養介護(省令第49条に規定する指定療養介護をいう。)に関する記録の保存期間に係る規定として規則で定めるものに限る。)中「当該指定療養介護を提供した日」とあるのは「その完結の日」と、省令の規定(指定自立訓練(生活訓練)(省令第165条に規定する指定自立訓練(生活訓練)をいう。)に関する記録の保存期間に係る規定として規則で定めるものに限る。)中「当該指定自立訓練(生活訓練)を提供した日」とあるのは「その完結の日」と、省令の規定(指定就労定着支援(省令第206条の2に規定する指定就労定着支援をいう。)に関する記録の保存期間に係る規定として規則で定めるものに限る。)中「当</p>	<p>(指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準)</p> <p>第3条 法第30条第1項第2号イの<u>条例</u>で定める基準並びに<u>法第43条第1項の条例</u>で定める基準並びに<u>同条第2項の条例</u>で定める<u>指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営の基準</u>は、次項から第8項までに規定するもののほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(省令第3条第2項に規定する基準を除く。以下この条において「人員等基準」という。)(人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令の規定(指定居宅介護(省令第4条第1項に規定する指定居宅介護をいう。)に関する記録の保存期間に係る規定として規則で定めるものに限る。)中「当該指定居宅介護を提供した日」とあるのは「その完結の日」と、省令の規定(指定療養介護(省令第49条に規定する指定療養介護をいう。)に関する記録の保存期間に係る規定として規則で定めるものに限る。)中「当該指定療養介護を提供した日」とあるのは「その完結の日」と、省令の規定(指定自立訓練(生活訓練)(省令第165条に規定する指定自立訓練(生活訓練)をいう。)に関する記録の保存期間に係る規定として規則で定めるものに限る。)中「当該指定自立訓練(生活訓練)を提供した日」とあるのは「その完結の日」とする。</p>

<p>該指定就労定着支援を提供した日」とあるのは「その完結の日」とする。</p>	
--	--

<平成30年9月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第96号	所 管	青少年課									
件 名	尼崎市立ユース交流センターの設置及び管理に関する条例について													
内 容														
<p>1 改正理由</p> <p>尼崎市立青少年センターについて、ユースワークの視点に立った青少年の居場所づくりや課題を抱える青少年に対する支援など事業の拡充に取り組み、様々な交流活動を通じて青少年の成長を支援する施設となることを目指し、「あまがさき・ひと咲きプラザ」への移転及びその名称を変更するもの。</p> <p>併せて、民間事業者等の専門性とノウハウを活用すること等を目的に指定管理者制度を導入するため、尼崎市立青少年センターの設置及び管理に関する条例の全部を改正するもの。</p> <p>2 主な内容</p> <p>(1) 施設の名称及び位置 (第1条及び第3条)</p> <table border="1" data-bbox="264 1093 1348 1243"> <thead> <tr> <th></th> <th>改正後</th> <th>現行</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名称</td> <td>尼崎市立ユース交流センター</td> <td>尼崎市立青少年センター</td> </tr> <tr> <td>位置</td> <td>尼崎市若王寺2丁目18番4号</td> <td>尼崎市栗山町2丁目25番1号</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 事業 (第4条)</p> <p>ユース交流センターの設置目的を達成するため、ユース交流センターが実施する事業として、青少年に活動の場、学びの場を提供し、ユースワークの視点に立った青少年の居場所づくりを初めとする各種事業や課題を抱える青少年への支援を行うこと等を定める。</p> <p>(3) 利用時間及び使用料等 (第5条～第7条)</p> <p>ユース交流センターの利用時間等は規則で定める。また、目的内利用に係る使用料は現行どおり無料とし、目的外利用は別表に定める使用料を前納させる。</p> <p>(4) ユース交流センターの管理 (第11条～第16条)</p> <p>ユース交流センターの管理を指定管理者に行わせるため、その指定に係る選定及び指定管理者が行う業務の範囲等について定める。</p> <p>3 施行期日</p> <p>規則で定める日。</p> <p>ただし、指定管理者に係る規定については、公布の日。</p>							改正後	現行	名称	尼崎市立ユース交流センター	尼崎市立青少年センター	位置	尼崎市若王寺2丁目18番4号	尼崎市栗山町2丁目25番1号
	改正後	現行												
名称	尼崎市立ユース交流センター	尼崎市立青少年センター												
位置	尼崎市若王寺2丁目18番4号	尼崎市栗山町2丁目25番1号												

尼崎市立青少年センターの設置及び管理に関する条例

改正後	現 行
<p>(題名) <u>尼崎市立ユース交流センターの設置及び管理に関する条例</u></p> <p>(この条例の趣旨) 第1条 この条例は、<u>尼崎市立ユース交流センター</u>（以下「センター」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置) 第2条 青少年の健全な育成及び福祉の増進を図るための施設としてセンターを設置する。</p> <p>(位置) 第3条 センターの位置は、<u>尼崎市若王寺2丁目18番4号</u>とする。</p> <p>(事業) 第4条 センターは、第2条に規定する設置の目的（以下「設置目的」という。）を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。 (1) <u>青少年の健全な育成を図るための学習及び啓発に関すること。</u> (2) <u>青少年の自主的な企画及び運営による活動の支援に関すること。</u> (3) <u>青少年等の交流の促進に関すること。</u> (4) <u>青少年に対する適切な支援に寄与する人材の育成に関すること。</u> (5) <u>青少年に係る相談及び支援に関すること。</u> (6) <u>青少年等の活動の場の提供に関すること。</u> (7) <u>その他市長が必要と認める事業</u></p> <p>(利用時間等) 第5条 <u>センターの利用時間及び休館日は、規則で定める。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、利用時間若しくは休館日を変更し、又は臨時にセンターの全部若しくは一部の供用を停止することができる。</u></p> <p>(利用の許可等) 第6条 1 略 2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると</p>	<p>(題名) <u>尼崎市立青少年センターの設置及び管理に関する条例</u></p> <p>(この条例の趣旨) 第1条 この条例は、<u>尼崎市立青少年センター</u>（以下「センター」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置) 第2条 青少年の健全な育成と福祉の増進を図るための<u>各種の事業を積極的に推進するための施設として、</u>センターを設置する。</p> <p>(位置) 第3条 センターの位置は、<u>尼崎市栗山町2丁目25番1号</u>とする。</p> <p>(事業) 第4条 センターは、第2条に規定する設置の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。 (1) <u>青少年の研修に関すること。</u> (2) <u>青少年の相談及び指導に関すること。</u> (3) <u>青少年のスポーツ、レクリエーション、集会及び集団生活のための場の提供に関すること。</u> (4) <u>その他市長が必要と認める事業</u></p> <p>(利用の許可) 第5条 1 略</p>

認めるときは、前項の許可（以下「利用許可」という。）をしないことができる。

(1) 営利を目的として利用するおそれがあるとき。

(2) 公の秩序、善良の風俗その他公益を害するおそれがあるとき。

(3) センターの施設又は設備その他の物件（以下「付属設備」という。）を汚損し、毀損し、又は滅失させるおそれがあるとき。

(4) 第4条各号に掲げる事業の実施に支障があるとき。

(5) その他センターの管理上支障があるとき。

(使用料)

第7条 センターの利用は、無料とする。ただし、設置目的に適合した活動以外の活動を行うためにセンターを利用しようとする者で、利用許可を受けたもの（以下「利用者」という。）は、別表に定める使用料を前納しなければならない。

2 市長は、規則で定める特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

3 既納の使用料は、還付しない。ただし、規則で定める特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(禁止行為)

第8条 センターにおいては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 利用許可を受けた利用人数を超えて利用すること。

(2) センターの施設若しくは付属設備を汚損し、毀損し、若しくは滅失させ、又はこれらのおそれがある行為

(3) その他規則で定める行為

第9条 略

(原状回復義務等)

第10条 自己の責めに帰すべき事由によりセンターの施設又は付属設備を汚損し、毀損し、又は滅失させた者は、直ちに、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(センターの管理)

(使用料)

第6条 センターの利用は、無料とする。ただし、第4条各号に掲げる事業以外の目的のためにセンターを利用しようとする者で、前条の許可（以下「利用許可」という。）を受けたものは、別表に定める使用料を前納しなければならない。

2 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第7条 略

(原状回復義務等)

第8条 自己の責めに帰すべき事由によりセンターの施設又は設備その他の物件を汚損し、毀損し、又は滅失させた者は、直ちに、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

第11条 センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体（以下「法人等」という。）であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

（指定管理者の指定の申請）

第12条 指定管理者の指定を受けようとする法人等は、規則で定めるところにより、指定管理者指定申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

（指定管理者の選定）

第13条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その申請の内容を次の各号に掲げる基準に照らして審査し、センターの管理を行わせるに最適な法人等を、指定管理者の指定を受けるべきものとして選定するものとする。

- (1) 市民の平等な利用が確保されること。
- (2) センターの効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) センターの管理を安定して行う能力を有していること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、設置目的を達成するために十分な能力を有していること。

（指定管理者の指定等の公告）

第14条 市長は、前条の規定により選定した法人等を指定管理者に指定したときは、その旨を公告するものとする。地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第15条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第4条各号に掲げる事業の実施に関すること。
- (2) 利用許可、その取消しその他センターの利用に関すること。
- (3) センターの利用に係る使用料の徴収、減

<p><u>免及び還付に関すること。</u></p> <p>(4) <u>センターの施設及び付属設備の維持管理に関すること。</u></p> <p>(5) <u>その他市長が必要と認める業務</u> <u>(指定管理者が行う管理の基準)</u></p> <p><u>第16条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の規定に従い、センターの管理を行わなければならない。</u></p> <p><u>第17条 略</u></p>	<p><u>第9条 略</u></p>
--	---------------------

改正後

別表

区 分		使 用 料		
		午前9時から午後0時まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで
ホ ー ル	フロア及びステージの使用	<u>7,200円</u>	<u>12,300円</u>	<u>14,300円</u>
	フロアの使用	<u>5,300円</u>	<u>9,000円</u>	<u>10,500円</u>
多 目 的 室	全面使用	<u>3,100円</u>	<u>5,200円</u>	<u>6,100円</u>
	2分の1面使用	<u>1,600円</u>	<u>2,600円</u>	<u>3,100円</u>
活動支援室1		<u>2,000円</u>	<u>3,500円</u>	<u>4,100円</u>
活動支援室2		<u>2,300円</u>	<u>4,000円</u>	<u>4,700円</u>
音楽スタジオ		<u>800円</u>	<u>1,400円</u>	<u>1,600円</u>

摘要 本市内に住所を有しない者（本市内に存する学校等に通学し、又は本市内に勤務場所を有する者を除く。）（法人等にあつては、本市内に事務所又は事業所を有しないもの）が利用する場合の使用料の額は、利用許可を受けた利用時間及びこれに係るこの表の右欄に掲げる額で算定された額に100分の150を乗じて得た額とする。

現 行

別表

区 分	使 用 料						
	午前 9 時から 午後 0 時まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 9 時まで	午前 9 時か ら午後 0 時 までの間の 1 時間	午後 0 時か ら午後 5 時 までの間の 1 時間	午後 5 時か ら午後 9 時 までの間の 1 時間	
	研修室	3,800円	5,000円	7,600円	—	—	—
	会議室 1	1,900円	2,500円	3,800円	—	—	—
会議室 2	900円	1,200円	1,900円	—	—	—	
会議室 3	900円	1,200円	1,900円	—	—	—	
和室	1,000円	1,400円	2,100円	—	—	—	
音楽室	1,900円	2,500円	3,800円	—	—	—	
体育館	全面使用	4,300円	7,400円	8,600円	1,440円	1,850円	2,870円
	2分の1 面使用	2,150円	3,700円	4,300円	720円	930円	1,440円

摘要 本市内に住所を有しない者（本市内に存する学校等に通学し、又は本市内に勤務場所を有する者を除く。）（法人その他の団体にあつては、本市内に事務所又は事業所を有しないもの）が利用する場合の使用料の額は、利用許可を受けた利用時間及びこれに係るこの表の右欄に掲げる額で算定された額に100分の150を乗じて得た額とする。

<平成30年9月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第97号	所 管	青少年課
件 名	尼崎市指定管理者選定委員会条例の一部を改正する条例について				
内 容					
1	改正理由 尼崎市立ユース交流センターの設置及び管理に関する条例を制定するに当たり、尼崎市立ユース交流センターを公募による指定管理者を選定する施設に位置付けるため、規定の整備を行うもの。				
2	改正内容 尼崎市指定管理者選定委員会が指定管理者の選定に関する事項を調査審議する対象施設に尼崎市立ユース交流センターを追加する。				
3	施行期日 公布の日				

尼崎市指定管理者選定委員会条例

改正後	現 行
<p>別表第 1</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1～18 略</p> <p><u>19 尼崎市立ユース交流センター</u></p> <p><u>20～31</u> 略</p> </div> <p>備考 第3項、第5項、第10項から第14項まで、<u>第20項、第21項、第24項、第25項、第27項及び第29項</u>に掲げる施設は、これらの項ごとに一の指定管理者対象施設とみなす。</p> <p>別表第 2</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1～9 略</p> <p><u>10 尼崎市立ユース交流センター</u></p> <p><u>11～19</u> 略</p> </div> <p>備考 第3項から第5項まで、<u>第11項、第14項、第15項及び第17項</u>に掲げる施設は、これらの項ごとに一の施設とみなす。</p>	<p>別表第 1</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1～18 略</p> <p><u>19～30</u> 略</p> </div> <p>備考 第3項、第5項、第10項から第14項まで、<u>第19項、第20項、第23項、第24項、第26項及び第28項</u>に掲げる施設は、これらの項ごとに一の指定管理者対象施設とみなす。</p> <p>別表第 2</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1～9 略</p> <p><u>10～18</u> 略</p> </div> <p>備考 第3項から第5項まで、<u>第10項、第13項、第14項及び第16項</u>に掲げる施設は、これらの項ごとに一の施設とみなす。</p>

<平成30年9月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第98号	所 管	農政課
件 名	尼崎市農業共済条例の一部を改正する条例について				
内 容					
1	<p>改正理由</p> <p>農業災害補償法の一部を改正する法律（平成29年法律第74号）の施行により、「農業災害補償法」が「農業保険法」に改正され、従来の農業共済事業に加え、新たに収入保険事業が創設されるとともに、農業共済事業についても、平成31年産より新制度が適用されることとなったため、当該改正内容に合わせて、本市の農業共済事業に係る規定の整備を行うもの。</p>				
2	<p>主な改正内容</p> <p>(1) 当然加入制から任意加入制への変更 一定規模（25アール）以上の耕作者に対して加入を義務付けている農作物共済について、任意加入制へと改める。</p> <p>(2) 引受方式の改正 被害圃場の全筆を農業者が調査し損害評価する一筆方式を平成33年産までで廃止するとともに、従来の引受方式に加え、統計データを用いて損害評価する地域インデックス方式を創設する。また、目視で5割以上の収量減が見込まれる圃場について、実測調査を行わず5割減収と評価する一筆半損特例を新たに設け、農業者の選択により、当該特例に係る特約を付加することができるように改める。</p> <p>(3) 掛金率の設定方法の改正 農業者一律としている掛金率について、農業者ごとの危険段階別の掛金率へ改める。</p> <p>(4) 農作物共済（麦）及び家畜共済（牛）の廃止 農作物共済（麦）及び家畜共済（牛）について、本市におけるこれまでの引受実績を考慮し、それらに係る規定を削除する。</p>				
3	<p>施行期日</p> <p>公布の日。</p> <p>なお、農作物共済（米）に係る規定については、平成31年産より適用する。</p>				

尼崎市農業共済条例

改正後	現 行
<p>目次</p> <p>第1章 総則（<u>第1条—第3条</u>）</p> <p>第2章 共済事業（<u>第4条—第40条</u>）</p> <p>第3章 財務（<u>第41条—第46条</u>）</p> <p>第4章 尼崎市農業共済損害評価会（<u>第47条—第51条</u>）</p> <p>第5章 雑則（<u>第52条・第53条</u>）</p> <p>付則</p> <p>（この条例の趣旨）</p> <p>第1条 市が<u>農業保険法</u>（昭和22年法律第185号。以下「法」という。）に基づき行う共済事業については、法令等に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p><u>（定義）</u></p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、法並びに<u>農業保険法施行規則</u>（平成29年農林水産省令第63号。以下「省令」という。）第1章、第3章第1節第1款及び第2款並びに<u>附則</u>における用語の意義による。</p> <p>（実施区域）</p> <p>第3条 市が行う共済事業の実施区域は、本市の区域とする。</p> <p>第2章 共済事業</p> <p><u>（削る）</u></p> <p><u>（削る）</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（<u>第1条・第2条</u>）</p> <p>第2章 共済事業</p> <p><u>第1節 通則</u>（<u>第3条—第19条の2</u>）</p> <p><u>第2節 農作物共済</u>（<u>第20条—第36条</u>）</p> <p><u>第3節 家畜共済</u>（<u>第37条—第66条の6</u>）</p> <p>第3章 財務（<u>第67条—第75条</u>）</p> <p>第4章 削除</p> <p>第5章 尼崎市農業共済損害評価会（<u>第78条—第85条</u>）</p> <p>第6章 雑則（<u>第86条</u>）</p> <p>付則</p> <p>（この条例の趣旨）</p> <p>第1条 本市が<u>農業災害補償法の一部を改正する法律</u>（平成29年法律第74号）による<u>改正前の農業災害補償法</u>（昭和22年法律第185号）（以下「法」という。）に基づいて行う共済事業については、法令等に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>（実施区域）</p> <p>第2条 本市が行なう共済事業の実施区域は、本市の区域とする。</p> <p>第2章 共済事業</p> <p>第1節 <u>通則</u></p> <p><u>（共済事業の種類並びに共済目的及び共済事故）</u></p> <p>第3条 本市は、<u>農作物共済及び家畜共済を行うものとし、農作物共済にあつては第1号、</u></p>

家畜共済にあつては第2号に掲げる共済目的につき、当該号に掲げる共済事故によって生じた損害について、本市との間に共済関係の存する者に対して共済金を交付するものとする。

(1) 共済目的 水稻及び麦

共済事故 風水害、干害、冷害、雪害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害、火災、病虫害及び鳥獣害（以下「災害等」という。）並びに災害等による農作物の減収又は品質の低下を伴う生産金額の減少（以下「生産金額の減少」という。）

(2) 共済目的 出生後第5月の月の末日（法第84条第1項第3号の規定により農林水産大臣が特定の地域についてその日前の日を定めたときは、その地域については、その農林水産大臣が定めた日）を経過した牛（以下「成牛」という。）及び子牛等（子牛（成牛以外の牛をいう。以下同じ。）及び牛の胎児であつて、これらの母牛に対する授精又は受精卵移植の日から起算して240日以上に達したものをいう。第37条第1項を除き、以下同じ。）

共済事故 死亡（と殺による死亡及び家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第58条第1項（第4号に係る部分に限る。）の規定による手当金の交付、同条第2項の規定による特別手当金の交付又は同法第60条の2第1項の規定による補償の原因となる死亡（と殺による死亡を除く。）を除く。以下同じ。）、廃用、疾病及び傷害（牛の胎児（その母牛に対する授精又は受精卵移植の日から起算して240日以上に達したものに限る。以下第37条第1項、第41条並びに第44条第1項前段、第2項及び第3項において同じ。）にあつては、死亡）

2 前項第2号の廃用の範囲は、次の各号のい

ずれかに該当する場合における廃用とする。

(1) 疾病又は不慮の傷害（第3号ア及びイに掲げる疾病及び傷害を除く。）によって死にひんしたとき。

(2) 不慮の災厄によって救うことができない状態に陥ったとき（家畜伝染病予防法第58条第2項の規定による特別手当金の交付の原因となると殺又は同法第60条の2第1項の規定による補償の原因となる殺処分が行われることが判明したときを除く。）。

(3) 次に掲げる疾病又は傷害で治癒の見込みのないものによって使用価値を失ったとき。

ア 骨折、は行、両眼失明、伝達性海綿状脳症、牛白血病又は創傷性心のう炎

イ 放線菌症、歯牙疾患、顔面神経まひ又は不慮の舌断裂で採食不能となるもの

(4) 盗難その他の理由によって行方不明となった場合において、その事実が明らかになった日の翌日から起算して30日以上生死が分からないとき。

(5) 乳牛の雌又は種雄牛が治癒の見込みのない生殖器の疾病又は傷害であって、共済責任が始まった時以後に生じたことが明らかなものによって繁殖能力を失ったとき。

(6) 乳牛の雌が治癒の見込みのない泌乳器の疾病又は傷害であって、共済責任の始まった時以後に生じたことが明らかなものによって泌乳能力を失ったことが泌乳期において明らかになったとき。

(7) 牛が出生時において奇型又は不具であることにより、将来の使用価値がないことが明らかなきとき。

3 包括共済関係（第43条に規定する包括共済関係をいう。以下この条において同じ。）の成立により消滅した個別共済関係（第50条第1項に規定する個別共済関係をいう。以下この項において同じ。）に係る家畜共済に付さ

<p>(共済事業の種類等)</p> <p>第4条 市は、農作物共済を行うものとし、第1号に規定する共済目的（以下「共済目的」という。）につき、第2号に規定する共済事故（以下「共済事故」という。）によって生じた損害について、市との間に農作物共済の共済関係の存する者（以下「農作物共済加入者」という。）に対して共済金を交付するものとする。</p> <p>(1) 共済目的 水稲</p> <p>(2) 共済事故 風水害、干害、冷害、雪害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害、火災、病虫害又は鳥獣害</p> <p>(事務費の賦課)</p> <p>第5条 市は、毎会計年度、市が共済事業を行うため必要とする事務費予定額から法第19条の規定による国庫の負担に係る部分の額その他の収入予定額に相当する額を差し引いて得た額及び兵庫県農業共済組合連合会が市に賦課する事務費の支払に充てる費用に相当す</p>	<p>れていた牛が前項第5号又は第6号に該当して廃用となる場合における当該牛についての当該包括共済関係に係る共済責任は、当該個別共済関係に係る共済責任が始まった時に始まったものとみなす。</p> <p>4 包括共済関係（以下この項において「従前の包括共済関係」という。）に係る家畜共済に付されていた家畜で、第11条第2項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定による権利義務の承継により従前の包括共済関係以外の包括共済関係（以下この項において「他の包括共済関係」という。）に係る家畜共済に新たに付されたものが第2項第5号又は第6号に該当して廃用となる場合における当該家畜についての当該他の包括共済関係に係る家畜共済の共済責任は、当該従前の包括共済関係に係る共済責任が始まった時に始まったものとみなす。</p> <p>(共済掛金の納付義務)</p> <p>第4条 本市との間に共済関係の存する者は、この条例で定めるところにより、共済掛金のうちその者の負担に係る部分の金額（以下「加入者負担共済掛金」という。）を本市に納付しなければならない。</p> <p>(事務費の賦課)</p> <p>第5条 本市は、毎会計年度、本市が共済事業を行うため必要とする事務費予定額から法第14条の規定による国庫の負担に係る部分の金額その他の収入予定額に相当する金額を差し引いて得た金額の事務費及び兵庫県農業共済組合連合会から本市に賦課された賦課金の</p>
--	--

<p><u>る額の合計額を農作物共済加入者に賦課するものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定による賦課は、水稲共済割によるものとし、その賦課総額及び賦課単価は、市長が尼崎市議会（以下「議会」という。）の議決を経て定める。</u></p> <p>3 <u>第1項の規定により賦課された事務費（以下「賦課金」という。）の納付の期限は、加入者負担共済掛金（農作物共済の共済掛金のうち農作物共済加入者が負担する部分をいう。以下同じ。）の納付の期限と同一の期限とする。</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p>(加入者負担共済掛金等に関する権利の消滅時効)</p> <p><u>第6条 加入者負担共済掛金若しくは賦課金又はこれらに係る延滞金を徴収する権利、加入者負担共済掛金の返還又は<u>払戻し</u>を受ける権利及び共済金の支払を受け、又はその返還を受ける権利は、<u>これらを行使することができる時から3年間行使しないときは、法令の規定に従い時効によって消滅する。</u></u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p>(加入者負担共済掛金等の<u>相殺の制限</u>)</p> <p><u>第7条 農作物共済加入者は、市に納付すべき加入者負担共済掛金及び賦課金について、相殺をもって市に対抗することができない。</u></p>	<p>支払に充てる費用を本市との間に共済関係の存する者に賦課するものとする。</p> <p>2 <u>前項の賦課は、次の方式によりするものとし、賦課総額及び賦課単価は、市長が議会の議決を経て定める。</u></p> <p>(1) <u>水稲共済割</u></p> <p>(2) <u>麦1類共済割</u></p> <p>(3) <u>麦2類共済割</u></p> <p>(4) <u>麦3類共済割</u></p> <p>(5) <u>麦4類共済割</u></p> <p>(6) <u>麦5類共済割</u></p> <p>(7) <u>家畜共済割</u></p> <p>3 <u>第1項の規定による賦課金（以下「賦課金」という。）の納期限は、当該賦課金に係る共済目的についての加入者負担共済掛金の納期限（第66条の4第1項の規定により加入者負担共済掛金の分割納付が認められている場合には、その第1回の納期限）と同一の期限とする。</u></p> <p><u>(督促、滞納処分等)</u></p> <p><u>第6条 削除</u></p> <p>(加入者負担共済掛金等に関する権利の消滅時効)</p> <p><u>第7条 加入者負担共済掛金若しくは賦課金又はこれらに係る延滞金を徴収する権利、加入者負担共済掛金の返還又は<u>払いもどし</u>を受ける権利及び共済金の支払を受け、又はその返還を受ける権利は、<u>3年間これを行なわないときは、時効によって消滅する。</u></u></p> <p><u>(共済金請求権の譲渡し及び差押えの禁止)</u></p> <p><u>第8条 共済金の支払を受ける権利は、これを譲り渡し、又は差し押さえることができない。</u></p> <p>(加入者負担共済掛金等の<u>相殺禁止</u>)</p> <p><u>第9条 本市との間に共済関係の存する者は、本市に納付すべき加入者負担共済掛金及び賦課金について、相殺をもって本市に対抗することができない。</u></p>
---	---

(共済金の額の下限)

第8条 市が農作物共済加入者に対して支払う共済金の額は、市が兵庫県農業共済組合連合会から支払を受けた保険金の額を下回らないものとする。

(共済金の支払時期)

第9条 略

(共済関係の存続)

第10条 農作物共済加入者が、住所を移転したこと(法人にあってはその主たる事務所の所在地を移転したこと、農業共済資格団体にあってはその構成員が住所を移転したこと)により農作物共済資格者(第21条第2項に規定する農作物共済資格者をいう。)でなくなった場合において、その共済関係を存続させることについてその移転前に市長の承諾を受けていたときは、同項の規定にかかわらず、当該共済関係は、なお存続するものとする。

2 市長は、正当な理由なく前項の承諾を拒むことができない。

(共済関係に関する権利義務の承継)

第11条 共済目的の譲受人(農業共済資格団体の構成員が共済目的を譲り受ける場合にあつては、当該農業共済資格団体。以下この項及び次項において同じ。)は、市長の承諾を受けて、当該共済目的に係る共済関係に関し当該共済目的の譲渡人(農業共済資格団体の構成員が共済目的を譲り渡す場合にあつては、当該農業共済資格団体)の有する権利義務を承継することができる。この場合において、当該譲受人の住所(当該譲受人が法人である場合にあつてはその主たる事務所の所在地、当該譲受人が農業共済資格団体である場合にあつてはその代表者の住所。次項において同じ。)が兵庫県の区域その他市長が別に定める区域外にある場合は、市長は、その承諾を拒むものとする。

2 前項の規定による承諾を受けようとする共

(共済金の最低額)

第10条 本市が本市との間に共済関係の存する者に対して支払う共済金の額は、本市が兵庫県農業共済組合連合会から支払を受けた保険金の額を下らないものとする。

(共済金の支払時期)

第10条の2 略

(共済目的の譲受けによる共済関係の承継)

第11条 農作物共済の共済目的の譲受人(農作物共済資格団体(法第16条第1項の農作物共済資格団体をいう。以下同じ。))の構成員が当該農作物共済資格団体の行う耕作に係る共済目的を譲り受けた場合にあつては、当該農作物共済資格団体。以下この項及び第7項において同じ。)は、共済関係に関し譲渡人(農作物共済資格団体の構成員が当該農作物共済資格団体の行う耕作に係る共済目的を譲り渡した場合にあつては、当該農作物共済資格団体)の有する権利義務を承継する。ただし、当該共済目的の譲受人が本市との間に共済関係の存する者でないときは、この限りでない。

2 家畜共済の共済目的の譲受人は、市長の承

済目的の譲受人は、その譲受けの日から2週間以内に当該譲受人の住所、共済目的の所在地その他共済目的の状況を明らかにする書面を添えて市長に申請しなければならない。

(削る)

(削る)

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、遅滞なく、当該申請に係る承諾をすることがどうかを決定し、当該申請を行った者にその旨を通知するものとする。

4 第1項の規定による権利義務の承継は、その承諾の時からその効力を生ずる。

(削る)

5 前各項の規定は、共済目的について相続その他の包括承継があった場合について準用する。

(損害防止の義務等)

第12条 農作物共済加入者は、共済目的について通常すべき管理その他損害防止を怠って

諾を受けて共済関係に関し譲渡人の有する権利義務を承継することができる。この場合において、譲受人の住所（譲受人が法人である場合は、その事務所の所在地）が兵庫県区域外にある場合、牛を兵庫県の区域外において飼養し、又は飼養しようとする場合及び承諾の申請につき第42条第1号又は第4号に掲げる理由がある場合には、市長は、承諾を拒むものとする。

3 市長は、家畜共済の共済関係に関する権利義務の承継について前項の承諾をする場合には、当該権利義務は、当該譲受人が当該共済関係に係る共済掛金期間の満了の時に第2条に規定する区域内に住所を有している場合を除き、当該共済掛金期間の満了の時に消滅する旨の条件を付するものとする。

4 第2項の規定による承諾を受けようとする譲受人は、当該譲受けの日から2週間以内にその者の住所（その者が法人である場合は、その事務所の所在地）、共済目的の所在地その他共済目的の状況を明らかにする書面を添えて市長に承諾の申請をしなければならない。

5 市長は、前項の規定による申請があったときは、遅滞なく、承諾するかどうかを決定して譲受人に通知するものとする。

6 第2項の規定による権利義務の承継は、その承諾の時からその効力を生ずる。

7 第2項前段及び第4項から前項までの規定は、農作物共済の共済目的の譲受人で本市との間に共済関係の存しないものについて準用する。

8 前7項の規定は、共済目的について相続その他の包括承継があった場合について準用する。

(損害防止の義務等)

第12条 本市との間に共済関係の存する者は、共済目的について通常すべき管理その他

<p>はならない。</p> <p>2 市長は、前項の管理その他損害防止について<u>農作物共済加入者</u>を指導することができる。</p> <p>(損害防止の処置の指示)</p> <p>第13条 市長は、<u>農作物共済加入者</u>に対し、損害防止のため特に必要な処置をすべきことを指示することができる。この場合において、<u>当該処置に要する費用は、市の負担とする。</u></p> <p>(損害防止施設)</p> <p>第14条 市長は、損害防止のため必要な施設をすることができる。</p> <p>(立入調査)</p> <p>第15条 市長は、損害の防止又は認定のため必要があるときは、<u>その職員に共済目的のある土地又は工作物に立ち入らせ、必要な事項を調査させる</u>ことができる。</p> <p>(通知義務)</p> <p>第16条 <u>農作物共済加入者は、共済目的について次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を市長に通知しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>譲渡し</u></p> <p>(2) <u>収穫適期前の刈取り又はすき込み</u></p> <p>(3) <u>他の類区分に該当することとなる栽培方法等の変更</u></p> <p>(4) <u>その農作物共済の引受方式として災害収入共済方式を選択した場合にあっては、収穫物の出荷計画の変更</u></p> <p>2 <u>農作物共済加入者は、共済事故が発生したときは、遅滞なく、その旨を市長に通知しなければならない。</u></p> <p>3 <u>農作物共済加入者は、共済金の支払を受けるべき損害があると認めるときは、遅滞なく、次の各号に掲げる事項を市長に通知しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>共済事故の種類</u></p>	<p>損害防止を怠ってはならない。</p> <p>2 市長は、前項の管理その他損害防止について<u>本市との間に共済関係の存する者</u>を指導することができる。</p> <p>(損害防止の処置の指示)</p> <p>第13条 市長は、<u>本市との間に共済関係の存する者に、</u>損害防止のため特に必要な処置をすべきことを指示することができる。この場合には、<u>その者の負担した費用は、本市の負担とする。</u></p> <p>(損害防止施設)</p> <p>第14条 <u>本市は、</u>損害防止のため必要な施設をすることができる。</p> <p>(立入調査権)</p> <p>第15条 市長は、損害の防止又は認定のため必要があるときは、<u>いつでも共済目的のある土地又は工作物に立ち入り、必要な事項を調査する</u>ことができる。</p> <p>(通知義務)</p> <p>第16条 <u>本市との間に共済関係の存する者は、共済事故が発生したときは、遅滞なく、その旨を市長に通知しなければならない。</u></p> <p>2 <u>本市との間に共済関係の存する者は、共済金の支払を受けるべき損害があると認めるときは、遅滞なく、次の各号に掲げる事項を市長に通知しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>災害の種類</u></p>
---	--

<p>(2) <u>共済事故</u>の発生の年月日</p> <p>(3) <u>共済事故</u>により被害を受けた場所その他<u>共済事故</u>によって生じた損害の状況</p> <p>(4) その他<u>共済事故</u>による被害の状況が明らかとなる事項</p>	<p>(2) <u>災害</u>の発生の年月日</p> <p>(3) <u>災害</u>により被害を受けた場所その他<u>災害</u>によって生じた損害の状況</p> <p>(4) その他<u>災害</u>の状況が明らかとなる事項</p>
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>3 家畜共済に係る前項の通知は、獣医師の診断書又は検査書（第3条第2項第4号の場合においては、他の市町の長又は警察官の証明書）を添付しなければならない。</u></p>
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>4 前項の場合において、必要があると認めるときは、本市は、死体の剖検をし、又は廃用に係る牛のとさつ若しくは法令の規定によるとさつ処分に関する当該公務員の証明書を徴するものとする。</u></p>
<p>(損害の額の認定)</p> <p>第17条 <u>市</u>が支払うべき共済金に係る損害の額の認定は、<u>省令第82条</u>の農林水産大臣が定める準則に従ってするものとする。</p> <p>(損害評価会の意見聴取)</p> <p>第18条 <u>市長</u>は、その支払うべき共済金に係る損害の額を認定するに当たっては、あらかじめ、<u>第47条</u>に規定する損害評価会の意見を<u>聴く</u>ものとする。</p> <p>(支払責任のない損害)</p> <p>第18条の2 <u>市</u>は、この条例に特別の定めがある場合のほか、次の各号に掲げる損害については、共済金を支払う<u>責任を負わない</u>。</p> <p>(1) 戦争その他の変乱によって生じた損害</p> <p>(2) <u>農作物共済加入者</u>又はその者の法定代理人（当該農作物共済加入者以外の者で共済金を受けるべきものがあるときは、その者又はその者の法定代理人を含む。）の故意又は重大な過失によって生じた損害</p> <p>(3) <u>農作物共済加入者</u>と同一の世帯に属する親族の故意によって生じた損害（当該親族が当該農作物共済加入者に共済金を取得さ</p>	<p>(損害の額の認定)</p> <p>第17条 <u>本市</u>が支払うべき共済金に係る損害の額の認定は、<u>法第98条の2</u>の農林水産大臣が定める準則に従ってするものとする。</p> <p>(損害評価会の意見聴取)</p> <p>第18条 <u>市長</u>は、その支払うべき<u>農作物共済</u>の共済金に係る損害の額を認定するに当たっては、あらかじめ<u>第78条</u>に規定する損害評価会の意見を<u>聞く</u>ものとする。</p> <p>(支払責任のない損害)</p> <p>第18条の2 <u>本市</u>は、この条例に特別の定めがある場合のほか、次の各号に掲げる損害については、共済金を支払う<u>責めに任じないものとする</u>。</p> <p>(1) 戦争その他の変乱によって生じた損害</p> <p>(2) <u>本市との間に共済関係の存する者</u>又はその者の法定代理人（当該共済関係の存する者以外の者で共済金を受けるべきものがあるときは、その者又はその者の法定代理人を含む。）の故意又は重大な過失によって生じた損害</p> <p>(3) <u>本市との間に共済関係の存する者</u>と同一の世帯に属する親族の故意によって生じた損害（当該親族が当該共済関係の存する者</p>

<p>せる目的がなかった場合を除く。)</p> <p>2 <u>農作物共済加入者が損害賠償の責任を負うこと</u>によって生ずることのある損害を<u>填補</u>するために、他人の所有するものを共済に付した場合における前項第2号の規定の適用については、同号中「故意又は重大な過失」とあるのは、「故意」とする。</p> <p>(危険の減少)</p> <p>第18条の3 共済関係の成立後に当該共済関係により<u>填補</u>することとされる損害の発生の可能性が著しく減少したときは、<u>農作物共済加入者は、市</u>に対し、将来に向かって、その減少後の当該損害の発生の可能性に対応する<u>額に至るまで共済掛金</u>の減額を請求することができる。</p> <p>(共済関係の無効等の場合の効果)</p> <p>第19条 <u>市は、共済関係が無効であり、若しくは失効した場合又は市が共済金の支払の責任を負わない場合</u>においても、既に受け取った加入者負担共済掛金を返還しない。ただし、<u>共済関係が無効である場合</u>において、<u>農作物共済加入者が善意であって、かつ、重大な過失がなかったときは、この限りでない。</u></p> <p>(第三者に対する権利の取得)</p> <p>第19条の2 <u>市は、共済金の支払を行ったときは、次に掲げる額のうちいずれか少ない額を限度として、共済事故による損害が生じたことにより農作物共済加入者が取得する債権</u>（以下この条において「<u>農作物共済加入者債権</u>」という。）について当然に当該<u>農作物共済加入者に代位</u>する。</p> <p>(1) <u>市が支払った共済金の額</u></p> <p>(2) <u>農作物共済加入者債権の額</u>（前号に掲げる額が共済関係により<u>填補</u>すべき損害の額に不足するときは、共済関係の存する者の債権の額から<u>その不足する額</u>を控除した残額）</p>	<p><u>に共済金を取得させる目的がなかった場合を除く。)</u></p> <p>2 <u>本市との間に共済関係の存する者が損害賠償の責任を負うこと</u>によって生ずることのある損害を<u>てん補</u>するために、他人の所有するものを共済に付した場合における前項第2号の規定の適用については、同号中「故意又は重大な過失」とあるのは、「故意」とする。</p> <p>(危険の減少)</p> <p>第18条の3 共済関係の成立後に当該共済関係により<u>てん補</u>することとされる損害の発生の可能性が著しく減少したときは、<u>本市との間に共済関係の存する者は、本市</u>に対し、将来に向かって<u>共済掛金</u>について、減少後の当該損害の発生の可能性に対応する<u>共済掛金に至るまでの減額</u>を請求することができる。</p> <p>(共済関係の無効等の場合の効果)</p> <p>第19条 <u>本市は、共済関係が無効若しくは失効の場合又は本市が共済金の支払の責めを免れる場合</u>においても、既に受け取った加入者負担共済掛金を返還しない。ただし、<u>無効の場合</u>において、<u>本市との間に共済関係の存する者が善意であって、かつ、重大な過失がなかったときは、この限りでない。</u></p> <p>(第三者に対する権利の取得)</p> <p>第19条の2 <u>本市は、共済金の支払を行ったときは、次に掲げる額のうちいずれか少ない額を限度として、共済事故による損害が生じたことにより本市との間に共済関係の存する者が取得する債権</u>（以下この条において「<u>共済関係の存する者の債権</u>」という。）について当然に当該<u>共済関係の存する者に代位</u>する。</p> <p>(1) <u>本市が支払った共済金の額</u></p> <p>(2) <u>共済関係の存する者の債権の額</u>（前号に掲げる額が共済関係により<u>てん補</u>すべき損害の額に不足するときは、共済関係の存する者の債権の額から<u>当該不足額</u>を控除した残額）</p>
---	--

2 前項の場合において、同項第1号に掲げる額が共済関係により填補すべき損害の額に不足するときは、農作物共済加入者は、農作物共済加入者債権のうち市が同項の規定により代位した部分を除いた部分について、その代位に係る市の債権に先立って弁済を受ける権利を有する。

(削る)

(共済関係の成立)

第20条 農作物共済の共済関係は、共済目的たる農作物の年産ごとに、次条第2項に規定する農作物共済資格者が耕作の業務を営む当該農作物（次の各号のいずれかに該当する農作物を除く。以下この項において同じ。）（農業共済資格団体にあつては、その構成員が耕作の業務を営む当該農作物）の全てを農作物共済に付することを申し込み、市長がこれを承諾することによって成立する。

(1) 共済事故の発生が相当の确实さをもって見通されること。

(2) 第29条第1項第1号の基準収穫量又は同項第2号の基準生産金額の適正な決定が困難であること。

(3) 損害の額の適正かつ円滑な認定が困難であること。

(4) 耕作が穀実の収穫を目的としないことその他通常の肥培管理が行われず、又は行われないおそれがあること。

2 前項の規定による申込みは、4月1日から5月15日までの間に行われなければならない。

(農作物共済資格者)

第21条 市との間に農作物共済の共済関係を成立させることができる者は、共済目的たる農作物につき耕作の業務を営む者（農業共済資格団体にあつては、その構成員の全てが当該農作物につき耕作の業務を営むもの）で当該農作物の耕作面積の合計が10アール以上

2 前項の場合において、同項第1号に掲げる額が共済関係によりてん補すべき損害の額に不足するときは、本市との間に共済関係の存する者は、共済関係の存する者の債権のうち本市が同項の規定により代位した部分を除いた部分について、その代位に係る本市の債権に先立って弁済を受ける権利を有する。

第2節 農作物共済

(共済関係の当然成立)

第20条 この条例施行の時に第2条に規定する区域内に住所を有する次に掲げる農作物の耕作の業務を営む者及びその構成員のすべてが当該区域内に住所を有する農作物共済資格団体で次に掲げる農作物の耕作の業務を営むもので、その営む当該農作物ごとの当該業務の規模のいずれかが当該号に掲げる基準に達するものと、本市との間に農作物共済の共済関係が成立するものとする。

(1) 水稻 25アール

(2) 麦 10アール

2 本市との間に農作物共済の共済関係が存しない者が前項に規定する者となるに至ったときも、前項と同様とする。

(共済関係の任意成立)

第21条 第2条に規定する区域内に住所を有する水稻又は麦の耕作の業務を営む者（水稻及び麦の耕作面積の合計が10アール未満である者を除く。）及びその構成員のすべてが当該区域内に住所を有する農作物共済資格団体（水稻及び麦の耕作面積の合計が10アール

であるもののうち、第3条に規定する区域内に住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）を有するもの（農業共済資格団体にあっては、その構成員の全てが当該区域内に住所を有するもの）とする。

2 農作物共済加入者が前項に規定する資格を有する者（以下「農作物共済資格者」という。）でなくなったときは、その時に、当該共済関係は消滅するものとする。

（農作物共済の申込み）

第22条 農作物共済資格者は、第20条第1項の規定による農作物共済の申込み（以下「共済申込み」という。）をしようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した申込書を市長に提出しなければならない。

(1) 当該農作物共済資格者の氏名及び住所（法人にあっては名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、農業共済資格団体にあっては名称並びにその代表者の氏名及び住所）

(2) 類区分、引受方式、第29条第1項第1号の補償割合（引受方式として災害収入共済方式を選択する場合にあっては、同条第6項の補償割合）及び同号の単位当たり共済金額（引受方式として災害収入共済方式を選択する場合にあっては、共済金額）

未満である者を除く。）で本市との間に農作物共済の共済関係の存しないものは、本市に対し農作物共済の共済関係の成立の申出をすることができる。

2 前項の申出は、次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出してするものとする。

(1) 申出者の氏名及び住所（法人たる申出者にあってはその名称、代表者の氏名及び事務所の所在地、農作物共済資格団体たる申出者にあってはその名称並びに代表者の氏名及び住所）

(2) 共済目的の種類

(3) 耕地の所在地及びその耕作面積

3 第1項の申出があったときは、その申出を受理した日から起算して20日を経過した時に当該申出をした者と本市との間に農作物共済の共済関係が成立するものとする。ただし、市長がその申出を受理した日から起算して20日以内に正当な理由によりこれを拒んだときは、この限りでない。

（共済関係が存しない場合）

第22条 第20条又は前条第3項の場合において、これらの規定により本市との間に農作物共済の共済関係が成立することとなる者の業務とする耕作に係る水稻又は麦がその共済関係の成立の際、現に共済責任期間の始期が過ぎているものであるときは、その期間に係る当該農作物については、その者と本市との間に農作物共済の共済関係は、存しないものとする。

2 本市との間に農作物共済の共済関係の存する者（以下「農作物共済加入者」という。）の業務とする耕作に係る水稻又は麦で特定の年産に係るものにつき、次の各号のいずれかに該当する理由がある場合において、市長が当該理由が存する旨の兵庫県知事の認定を受けて指定したときは、当該指定に係る農作物に

(3) 耕地の所在地及び面積並びに当該耕地において栽培される共済目的たる農作物の品種、栽培方法、用途及び収穫時期

(4) 引受方式として全相殺方式を選択する場合にあっては、共済目的たる農作物の収穫量の確認方法

(5) 引受方式として災害収入共済方式を選択する場合にあっては、共済目的たる農作物の収穫量、品質及び生産金額の確認方法並びに当該農作物に係る収穫物の出荷計画

(6) 一筆半損特約又は農作物共済自動継続特約（第31条第1項に規定する農作物共済自動継続特約をいう。第24条第1項第8号において同じ。）を付するときは、その旨

(7) その他農作物共済の共済関係の成立に必要な事項として市長が必要と認める事項

2 市長は、共済申込みを受けたときは、その農作物共済に係る共済責任期間の始期までに当該共済申込みを承諾するかどうかを決定し、当該共済申込みを承諾しない場合は、当該始期までにその旨を当該共済申込みをした農作物共済資格者に通知するものとする。この場合において、当該始期までに当該共済申込みを承諾しない旨の通知がされないときは、当該始期において当該農作物共済資格者に対する当該共済申込みを承諾する旨の通知があったものとみなす。

3 農作物共済加入者は、第1項の申込書に記載した事項に変更が生じたとき（共済目的について第16条第1項各号のいずれかに該当するときを除く。）は、遅滞なく、その旨を市長に通知しなければならない。

（共済申込みの承諾の拒否）

第23条 市長は、農作物共済資格者から共済申込みがあった場合において、当該共済申込みに係る農作物が当該農作物共済資格者が共済申込みをすることができる農作物の全てでないときは、当該共済申込みを承諾しないも

つについては、当該共済関係は、存しないものとする。

(1) 当該農作物が当該共済に付されるとすれば、共済事故の発生することが相当の確実さをもって見通されること。

(2) 当該農作物に係る基準収穫量（第32条第3項又は第5項の規定により定められる基準収穫量をいう。）の適正な決定が困難であること。

(3) 当該農作物の耕作が穀実の収穫を目的としないことその他当該農作物につき通常の肥培管理が行われず、又は行われぬおそれがあること。

（共済関係の消滅）

第23条 農作物共済加入者が第2条に規定する区域内に住所を有する水稻及び麦の耕作の業務を営む者（水稻及び麦の耕作面積の合計が10アール未満である者を除く。）並びにその構成員のすべてが当該区域内に住所を有す

<p><u>のとする。</u></p>	<p><u>る農作物共済資格団体（水稲及び麦の耕作面積の合計が10アール未満である者を除く。）でなくなったときは、その時に農作物共済の共済関係は、消滅するものとする。</u></p> <p><u>2 農作物共済加入者でその営む水稲又は麦ごとの耕作の業務の規模がいずれも第20条第1項に掲げる基準に達していないものは、当該共済関係の消滅の申出をすることができる。</u></p> <p><u>3 前項の申出は、申出書を市長に提出してするものとする。</u></p> <p><u>4 第2項の申出があったときは、その申出を受理した時に農作物共済の共済関係は、消滅するものとする。</u></p>
<p><u>(共済関係成立の書面の交付)</u></p>	<p><u>(共済関係の停止)</u></p>
<p><u>第24条 市長は、農作物共済の共済関係が成立したときは、加入者負担共済掛金の納付の期限までに、当該農作物共済に係る農作物共済加入者に対し、次の各号に掲げる事項を記載した書面を交付するものとする。</u></p> <p><u>(1) 当該農作物共済加入者の氏名又は名称</u></p> <p><u>(2) 当該共済関係の成立年月日</u></p> <p><u>(3) 当該農作物共済に係る共済責任期間の始期及び終期</u></p> <p><u>(4) 当該農作物共済に係る共済事故の内容</u></p> <p><u>(5) 当該農作物共済に係る共済金額</u></p> <p><u>(6) 当該農作物共済加入者の属する危険段階</u></p> <p><u>(7) 当該農作物共済に係る類区分、引受方式、第29条第1項第1号の補償割合（引受方式として災害収入共済方式が選択された場合にあつては、同条第6項の補償割合）、同号の単位当たり共済金額（引受方式として災害収入共済方式が選択された場合にあつては、共済金額）及び引受面積</u></p> <p><u>(8) 当該農作物共済に係る一筆半損特約又は農作物共済自動継続特約の有無</u></p> <p><u>(9) 当該農作物共済に係る加入者負担共済掛金及び賦課金の額並びにその支払方法</u></p>	<p><u>第24条 農作物共済加入者は、その営む水稲又は麦ごとの耕作の業務の規模が第20条第1項に掲げる基準に達しないときは、その達しない業務に係る農作物について、当該基準に達しない年ごとに、農作物共済の共済関係の停止の申出をすることができる。</u></p> <p><u>2 前項の申出は、当該農作物について共済責任期間が開始する2週間前までに申出書を市長に提出してするものとする。</u></p> <p><u>3 第1項の申出があったときは、当該申出に係る年産の当該農作物については、本市と当該申出をした者との間に農作物共済の共済関係は、存しないものとする。</u></p> <p><u>(共済関係の消滅しない場合)</u></p> <p><u>第24条の2 農作物共済加入者が住所を第2条に規定する区域外に移転したため第23条第1項の規定により当該共済関係が消滅すべき場合（本市との間に農作物共済の共済関係の存する者が農作物共済資格団体であるときは、その構成員が住所を当該区域外に移転したため当該共済関係が消滅すべき場合）において、その者の業務とする耕作に係る第3条第1項第1号の農作物がその移転の際、現に</u></p>

<p><u>(10) その他市長が必要と認める事項</u></p> <p><u>2 前項の書面には、市長が署名し、又はその記名押印がされなければならない。</u></p> <p>(共済責任期間)</p> <p>第25条 農作物共済の共済責任期間は、<u>本田</u> <u>移植期</u>（^ま直播きをする場合にあっては、<u>発芽</u> <u>期</u>）から<u>収穫に至るまでの期間</u>とする。</p> <p><u>(引受方式の選択)</u></p> <p>第26条 農作物共済資格者は、<u>農作物共済の引受方式として、別表の左欄に掲げる区分及び同表の中欄に掲げる類区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる方式のいずれかを選択しなければならない。この場合において、全相殺方式にあっては全相殺方式資格者（省令第87条第3項の規定により全相殺方式を選択することができる農作物共済資格者をいう。）に限り、災害収入共済方式にあっては災害収入共済方式資格者（同条第4項の規定により災害収入共済方式を選択することができる農作物共済資格者をいう。）に限り選択することができる。</u></p>	<p><u>次条に掲げる期間の始期を過ぎているものであり、かつ、その者が当該共済関係を存続させることについてその移転前に本市の承諾を受けていたときは、その期間に係る当該農作物については、当該共済関係は、同項の規定にかかわらず、なお存続するものとする。</u></p> <p>(共済責任期間)</p> <p>第25条 農作物共済の共済責任期間は、<u>次に掲げる期間</u>とする。</p> <p>(1) <u>水稻については、本田移植期</u>（^ま直播きをする場合にあっては、<u>発芽期</u>）から<u>収穫をするに至るまでの期間</u></p> <p>(2) <u>麦については、発芽期</u>（移植する場合にあっては、<u>移植期</u>）から<u>収穫をするに至るまでの期間</u></p> <p><u>(共済細目書の提出)</u></p> <p>第26条 農作物共済加入者は、毎年、次に掲げる期日までに共済細目書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>水稻 5月15日</u></p> <p>(2) <u>麦 12月1日</u></p> <p>2 前項の共済細目書に記載すべき事項は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) <u>農作物共済加入者の氏名及び住所（法人たる農作物共済加入者にあっては、その名称、代表者の氏名及び事務所の所在地、農作物共済資格団体たる農作物共済加入者にあってはその名称並びに代表者の氏名及び住所）</u></p> <p>(2) <u>共済目的の種類</u></p> <p>(3) <u>第29条第1項第1号に定める金額を共済金額とする農作物共済にあっては耕地の所在地及びその耕作面積、同項第2号に定める金額を共済金額とする農作物共済にあっては耕地の所在地及びその耕作面積並びに当該農作物共済の共済目的の種類等（法第106条第1項第1号に規定する農作物</u></p>
---	--

<p>(加入者負担共済掛金の額等)</p> <p>第27条 <u>加入者負担共済掛金の額は、類区分ごとに、第30条第1項の規定により算定した共済掛金の額から、共済金額に基準共済掛金率を乗じて得た額の2分の1に相当する額を差し引いて得た額とする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、加入者負担共済掛金の一部に充てるための補助金がある場合における当該補助金の交付を受ける農作物共済加入者に係る加入者負担共済掛金は、同項の規定により算定された額から当該補助金の額を差し引いて得た額とする。</u></p> <p>3 <u>加入者負担共済掛金は、納入通知書により徴収するものとする。</u></p>	<p><u>共済の共済目的の種類等をいう。以下同じ。)</u> <u>ごとの収穫物の出荷計画</u></p> <p>(4) <u>その他共済目的を明らかにすべき事項</u></p> <p>3 <u>第1項の規定により提出した共済細目書に記載した事項に変更を生じたときは、農作物共済加入者は、遅滞なく、その旨を市長に通知しなければならない。</u></p> <p>(加入者負担共済掛金の額及びその徴収の方法)</p> <p>第27条 <u>水稲に係る農作物共済に係る加入者負担共済掛金の金額は、農作物共済の共済事故等による種別(法第107条第1項に規定する農作物共済の共済事故等による種別をいう。以下同じ。)</u> <u>ごとに、当該農作物共済加入者の水稲に係る共済金額に水稲に係る農作物基準共済掛金率(同項の農作物基準共済掛金率をいう。以下同じ。)</u> <u>を乗じて得た額の2分の1の額とする。</u></p> <p>2 <u>麦に係る農作物共済に係る加入者負担共済掛金の金額は、農作物共済の共済事故等による種別ごとに、当該農作物共済加入者の麦の区分(法第106条第1項第1号の規定により定められた麦の区分をいう。)</u> <u>に応じた共済金額に当該麦の区分に応じた農作物基準共済掛金率を乗じて得た額に1から当該麦の区分に応じた農作物共済掛金国庫負担割合(法第12条第2項の農作物共済掛金国庫負担割合をいう。)</u> <u>を差し引いて得た数に乗じて得た額とする。</u></p> <p>3 <u>農作物共済に係る加入者負担共済掛金の一部に充てるための補助金がある場合における当該補助金の交付を受ける農作物共済加入者に係る加入者負担共済掛金は、前2項の規定にかかわらず、前2項の規定により算出される金額からさらに当該農作物共済加入者の当該共済目的の種類に係る当該補助金の金額を差し引いて得た金額とする。</u></p> <p>4 <u>第5条第4項の規定は、前各項の農作物共</u></p>
--	--

<p>(加入者負担共済掛金の納付)</p> <p>第28条 農作物共済加入者は、<u>その加入者負担共済掛金を7月31日までに市に納付しなければならない。</u></p> <p>(共済金額)</p> <p>第29条 農作物共済の共済金額は、<u>類区分ごとに、次に掲げる当該農作物共済に係る引受方式の区分に応じ、当該号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>全相殺方式、半相殺方式、地域インデックス方式及び一筆方式 基準収穫量に補償割合を乗じて得た数量に、単位当たり共済金額を乗じて得た額</u></p> <p>(2) <u>災害収入共済方式 基準生産金額の100分の40に相当する額以上共済目的に係る共済限度額以下の範囲内で農作物共済資格者が共済申込みの際に申し出た額</u></p> <p>2 <u>前項第1号の基準収穫量は、農作物共済資格者ごと及び類区分ごとに、省令第90条の農林水産大臣が定める準則に従い、市長が定める。</u></p> <p>3 <u>第1項第1号の補償割合は、次の各号に掲げる農作物共済の引受方式の区分に応じ、当該各号に定める割合のうち農作物共済資格者が共済申込みの際に申し出た割合とする。</u></p> <p>(1) <u>全相殺方式及び地域インデックス方式 100分の90、100分の80又は100分の70</u></p> <p>(2) <u>半相殺方式 100分の80、100分の70又は100分の60</u></p> <p>(3) <u>一筆方式 100分の70、100分の60又は100分の50</u></p> <p>4 <u>第1項第1号の単位当たり共済金額は、類区分ごとに、省令第91条第1項の規定により農林水産大臣が定める2以上の金額のうち</u></p>	<p><u>済に係る加入者負担共済掛金の徴収について準用する。</u></p> <p>(加入者負担共済掛金の納期限)</p> <p>第28条 農作物共済加入者は、<u>農作物共済に係る加入者負担共済掛金を次に掲げる期日までに本市に納付しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>水稲 8月20日</u></p> <p>(2) <u>麦 2月1日</u></p> <p>(共済金額)</p> <p>第29条 農作物共済の共済金額は、<u>次に掲げる農作物共済の共済事故等による種別に応じ、当該号に定める金額のうちから、農作物共済の共済目的の種類等ごとに、農作物共済加入者が申し出た金額（農作物共済加入者が第26条第1項に定める共済細目書の提出期日までに申出をしなかった場合にあっては、第1号に定める金額）とする。</u></p> <p>(1) <u>災害等を共済事故とする農作物共済 農作物共済の共済目的の種類等たる農作物の耕作を行う耕地ごとに、単位当たり共済金額に、当該耕地の当該農作物共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量（第32条第3項の規定により定められる基準収穫量をいう。）に1から100分の30を差し引いて得た割合を乗じて得た数量に相当する数を乗じて得た金額</u></p> <p>(2) <u>生産金額の減少を共済事故とする農作物共済 農作物共済加入者ごとに、基準生産金額に100分の40を乗じて得た金額を下らず、基準生産金額に100分の90を乗じて得た金額（以下「特定農作物共済限度額」という。）を超えない範囲内において、当該農作物共済加入者が申し出た金額</u></p> <p>2 <u>前項第2号に定める金額を農作物共済の共済金額とする旨の申出をすることができる農作物共済加入者は、その耕作する農作物共済の共済目的の種類等に係る農作物に係る収穫物の生産量のおおむね全量を、原則として過</u></p>
---	--

農作物共済資格者が共済申込みの際に申し出た額とする。

5 第1項第2号の基準生産金額は、農作物共済資格者ごと及び類区分ごとに、省令第94条の農林水産大臣が定める準則に従い、市長が定める。

6 第1項第2号の共済限度額は、同号の基準生産金額に補償割合（100分の90、100分の80又は100分の70のうち農作物共済資格者が共済申込みの際に申し出た割合をいう。）を乗じて得た額とする。

（共済掛金）

第30条 農作物共済の共済掛金は、類区分ごとに、前条第1項の規定により算定された共済金額の額に共済掛金率を乗じて得た額とする。

2 前項の共済掛金率は、共済掛金区分ごと及び危険段階ごとに、市長が別に定める基準共済掛金率を下回らない範囲内において、市長が定める。

去5年間において法第150条の3の5第2項において読み替えて準用する法第120条の10に規定する収穫物の数量及び価格に関する資料の提供につき協力が得られる農業協同組合等に出荷しており、かつ、今後も当該収穫物の生産量のおおむね全量を当該農業協同組合等に出荷することが確実であると見込まれる者に限るものとする。

3 第1項第1号の単位当たり共済金額は、農作物共済の共済目的の種類等ごとに、法第106条第2項の規定により農林水産大臣が定めた2以上の金額（次項において「2以上の金額」という。）のうち、最高額の金額と同額とする。

4 農作物共済加入者が、農作物共済の共済目的の種類等ごとに、2以上の金額のうち最高額の金額以外の1の金額を第1項第1号の単位当たり共済金額とする旨の申出をしたときは、当該農作物共済加入者に係る同号の単位当たり共済金額は、前項の規定にかかわらず、当該申出に係る金額とする。

5 前項の申出は、毎年、第26条第1項に定める共済細目書の提出期日までに、申出書を市長に提出して行うものとする。

6 第1項第2号の基準生産金額は、農作物共済の共済目的の種類等ごと及び農作物共済加入者ごとに、法第150条の3の3第2項の農林水産大臣が定める準則に従い、市長が定める。

（共済掛金率）

第30条 農作物共済の共済掛金率は、農作物共済の共済目的の種類等ごと及び農作物共済の共済事故等による種別ごとに、本市に係る農作物基準共済掛金率と同率とする。

(自動継続特約等)

第31条 市は、共済申込みの際の農作物共済資格者からの申出により、当該共済申込みに係る農作物共済に農作物共済自動継続特約
(翌年産の農作物に係る第20条第2項に規定する共済申込みの期間(以下「共済申込期間」という。)内に農作物共済資格者から当該農作物について共済申込みをしない旨の意思表示がなかった場合は、当該共済申込期間内に当該農作物共済資格者から当該農作物について当該年産の農作物に係る農作物共済と同一の内容の共済申込みがあったものとみなす旨の特約をいう。以下同じ。)を付することができる。

2 市長は、前年産の農作物に係る農作物共済
(以下「前年分共済」という。)に農作物共済自動継続特約が付されていたときは、当該年産の農作物に係る農作物共済
(以下「当該年分共済」という。)の共済申込期間が満了するまでに、当該前年分共済に係る農作物共済加入者に当該年分共済の共済関係の内容を示すものとする。この場合において、当該共済申込期間内に当該農作物共済加入者から当該年分共済の共済関係の内容の変更の申出があったときは、その変更後の内容の当該年分共済に係る共済申込みがあったものとみなす。

3 市は、共済申込みの際の農作物共済資格者からの申出により、当該共済申込みに係る農作物共済に一筆半損特約を付することができる。ただし、当該農作物共済に係る引受方式として一筆方式が選択された場合は、この限りでない。

(農作物共済掛金率等一覧表の備置き及び閲覧)

第32条 市長は、農作物共済の共済掛金率、当該共済掛金率のうち農作物共済加入者が負担する部分の率、単位当たり共済金額等を記載した農作物共済掛金率等一覧表を作成し、

(農作物共済掛金率等一覧表の備置き及び閲覧)

第31条 市長は、農作物共済の共済掛金率、共済掛金率のうち農作物共済加入者が負担する部分の率、単位当たり共済金額等を記載した農作物共済掛金率等一覧表を作成し、これ

これを市の事務所又は事業所に備え置かなければならない。ただし、当該農作物共済掛金率等一覧表の作成及び備置きは、電磁的記録（電磁的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の作成及びその保存をもって代えることができる。

2 市長は、毎年、農作物共済の共済申込期間の初日の10日前までに、前項の農作物共済掛金率等一覧表に記載された事項のうち市長が指定するものを公示するものとする。

3 農作物共済加入者は、第1項の農作物共済掛金率等一覧表（同項ただし書の規定により農作物共済掛金率等一覧表が電磁的記録で作成されている場合は、当該電磁的記録に記録された情報の内容を表示したもの）の閲覧を求めることができる。

（共済金の支払額）

第33条 災害収入共済方式以外の引受方式に係る農作物共済の共済金の支払額は、区分ごとに、次に掲げる引受方式の区分に応じ、当該号に定める額とする。

(1) 全相殺方式、半相殺方式及び地域インデックス方式 法第138条第1項の減収量（省令第97条の規定により算定される数量をいう。）が支払開始減収量（省令第96条の規定により算定される数量をいう。）を超えた場合における共済減収量（当該減収量から当該支払開始減収量を差し引いて得た数量をいう。）に第29条第1項第1号の単位当たり共済金額を乗じて得た額

(2) 一筆方式 法第138条第1項の減収量（省令附則第8条第1項の規定により算定される数量をいう。）が支払開始減収量（同

を市役所に備えて置かなければならない。ただし、当該農作物共済掛金率等一覧表の作成及び備置きは、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の作成及びその保存をもって代えることができる。

2 市長は、農作物共済の共済目的の種類等ごと及び農作物共済の共済事故等による種別ごとに、毎年、当該農作物共済の共済目的の種類等に係る第25条の共済責任期間が開始する10日前までに前項に規定する事項を公示しなければならない。

3 農作物共済加入者は、第1項の農作物共済掛金率等一覧表（同項ただし書の規定により、農作物共済掛金率等一覧表が電磁的記録で作成されている場合には、当該電磁的記録に記録された情報の内容を表示したもの）の閲覧を求めることができる。

（共済金の支払額）

第32条 農作物共済に係る共済金は、第29条第1項第1号に定める金額を共済金額とする農作物共済にあつては第1号に定める金額とし、同項第2号に定める金額を共済金額とする農作物共済にあつては第2号に定める金額とする。

(1) 農作物共済の共済目的の種類等ごと及び農作物共済の共済目的の種類等たる農作物の耕作を行う耕地ごとに、共済事故による共済目的の減収量がその基準収穫量に100分の30を乗じて得た数量を超えた場合に、第29条第1項第1号の単位当たり共済金額にその超えた部分の数量に相当する数乗じて得た金額に相当する金額

(2) 農作物共済の共済目的の種類等ごと及び農作物共済加入者ごとに、災害等による農

<p>条第2項の規定により算定される数量をいう。)を超えた場合における共済減収量(当該減収量から当該支払開始減収量を差し引いて得た数量をいう。)に第29条第1項第1号の単位当たり共済金額を乗じて得た額</p> <p>2 災害収入共済方式に係る農作物共済の共済金の支払額は、類区分ごとに、共済事故による農作物の減収又は品質の低下(省令第98条に規定するものに限る。)がある場合においてその年産の共済目的に係る農作物の生産金額(省令第99条の規定により算定されるものをいう。以下同じ。)がその共済目的に係る第29条第1項第2号の共済限度額に達しないときにおける第1号に掲げる金額に第2号に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 当該共済限度額から当該生産金額を差し引いて得た額</p> <p>(2) 共済金額を当該共済限度額で除して得た割合</p>	<p>作物の減収又は品質の低下がある場合において、法第98条の2の農林水産大臣が定める準則に従い認定された当該農作物共済加入者の当該農作物共済の共済目的の種類等に係るその年産の農作物の生産金額(以下「生産金額」という。)がその特定農作物共済限度額に達しないときに、その特定農作物共済限度額から当該生産金額を差し引いて得た金額に、第29条第1項第2号の当該農作物共済加入者が申し出た金額の特定農作物共済限度額に対する割合を乗じて得た金額に相当する金額</p> <p>2 前項第1号の共済事故による共済目的の減収量は、農作物共済の共済目的の種類等ごと及び農作物共済の共済目的の種類等たる農作物の耕作を行う耕地ごとに、その耕地の基準収穫量から法第98条の2の農林水産大臣が定める準則に従って認定されたその年におけるその耕地の収穫量を差し引いて得た数量をいうものとし、第25条の本田移植期又は発芽期において共済事故により移植できず、又は発芽しなかった耕地については、その差し引いて得た数量を法第109条第1項の農林水産大臣が定める方法により調整して得た数量をいうものとする。</p> <p>3 第1項第1号及び前項の基準収穫量は、法第109条第4項の農林水産大臣が定める準則に従い、市長が定める。</p> <p>4 第1項第2号の災害等による農作物の減収又は品質の低下は、法第98条の2の農林水産大臣が定める準則に従って認定されたその年における当該農作物共済加入者の当該農作物共済の共済目的の種類等に係る農作物の収穫量にその年における当該農作物共済加入者の収穫に係る当該農作物の品質の程度に応じ農業保険法施行規則(平成29年農林水産省令第63号)による改正前の農業災害補償法施行規則(昭和22年農林省令第95号)(以</p>
--	--

(共済金額の減額)

第34条 市は、農作物共済の共済金の支払に不足が生ずる場合において、第44条に規定する填補準備金及び第46条に規定する特別積立金をその支払に充ててもなお不足が生ずるときは、共済金額を減額することができる。

(共済金の支払の免責)

第35条 市は、農作物共済加入者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該農作物共済加入者に係る共済金の全部又は一部につき、その支払の責任を負わない。

- (1) 第12条第1項の規定による義務を怠ったとき。
- (2) 第13条の規定による指示に従わなかったとき。
- (3) 第16条の規定による通知をせず、又は悪意若しくは重大な過失により不実の通知をしたとき。
- (4) その共済申込みの際、当該共済申込みに係る第22条第1項第2号から第5号までに掲げる事項につき、悪意又は重大な過失により通知せず、又は不実の通知をしたとき（市がこれを知っていたとき及び過失によってこれを知らなかったときを除く。）。

下「省令」という。）第47条の8第1項の農林水産大臣が定める方法により一定の調整を加えて得た数量（以下「特定農作物収穫量」という。）が、当該農作物共済加入者の当該農作物共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量に達しない場合に限るものとする。

5 前項の基準収穫量は、農作物共済の共済目的の種類等ごと及び農作物共済加入者ごとに、省令第47条の8第2項の農林水産大臣が定める準則に従い、市長が定める。

(共済金額の削減)

第33条 本市は、農作物共済の共済金の支払に不足を生ずる場合には、共済目的の種類ごとに、次に掲げる金額の合計額をその支払に充て、なお不足の生ずる場合に限り、共済金額を削減することができる。

- (1) 当該共済目的の種類に係る第70条第1項の不足金填てん補準備金の金額
- (2) 当該共済目的の種類に係る第74条第1項の特別積立金の金額

(共済金の支払の免責)

第34条 本市は、農作物共済加入者が次の各号の一に該当する場合には、共済金の全部又は一部につき支払の責めを免れるものとする。

- (1) 第12条第1項の規定による義務を怠ったとき。
- (2) 第13条の規定による指示に従わなかったとき。
- (3) 第16条の規定による通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。
- (4) 第26条第1項の規定による共済細目書の提出を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によって共済細目書に不実の記載をしたとき。
- (5) 第26条第3項の規定による通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によって

(5) 正当な理由なく第28条に規定する期限までに加入者負担共済掛金を納付しなかったとき。

2 市は、法第136条第1項の規定により共済目的たる農作物の栽培方法に応ずる区分が定められた場合において、農作物共済加入者が当該農作物の栽培方法を当該区分で当該農作物に適用されるものに係る栽培方法以外の栽培方法に変更したときは、その変更の結果通常生ずべき損失の額については、当該農作物共済加入者に対して共済金の支払の責任を負わない。

3 市は、農作物共済加入者が植物防疫法（昭和25年法律第151号）の規定に違反した場合には、その違反に係る行為の結果通常生ずべき損失の額については、当該農作物共済加入者に対して共済金の支払の責任を負わない。

(告知義務等)

第36条 農作物共済資格者は、共済申込みの際、農作物共済の共済関係が成立することにより填補することとされる損害の発生の可能性に関する重要な事項のうち市長が指定するものを市長に告知しなければならない。

2 市は、農作物共済加入者が故意若しくは重大な過失により前項の規定による告知をせず、又は不実の告知をしたときは、その農作物共済の共済関係を解除することができる。

3 前項の規定にかかわらず、市は、次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の共済関係を解除することができない。

(1) 市が、当該共済関係に係る共済申込みの承諾の時ににおいて、農作物共済加入者が故意若しくは重大な過失により第1項の規定による告知をせず、又は不実の告知をしたことを知り、又は過失によって知らなかったとき。

不実の通知をしたとき。

(6) 正当な理由がないのに第28条の規定による納付を遅滞したとき。

2 本市は、農作物共済加入者が植物防疫法（昭和25年法律第151号）の規定に違反した場合には、当該違反行為の結果通常生ずべき損失の額については、当該農作物共済加入者に対して共済金の支払の義務を有しない。

(2) 市のために当該共済関係の成立のための行為の媒介を行うことができる者（市のために当該共済関係の成立のための行為の代理を行うことができる者を除く。以下「共済媒介者」という。）が、農作物共済加入者が第1項の規定による告知をすることを妨げたとき。

(3) 共済媒介者が、農作物共済加入者に対し、第1項の規定による告知をせず、又は不実の告知をすることを勧めたとき。

4 前項第2号及び第3号の規定は、共済媒介者の行為がなかったとしても農作物共済加入者が第1項の規定による告知をせず、又は不実の告知をしたと認められる場合は、適用しない。

5 第2項の規定により同項の共済関係を解除する権利は、市が同項の規定による解除の原因があることを知った時から1月間行使しないときは、消滅する。当該共済関係に係る共済申込みの承諾の時から6月を経過したときも、同様とする。

(加入者負担共済掛金の不払による共済関係の解除)

第37条 市は、農作物共済加入者が正当な理由なく第28条に規定する期限までに加入者負担共済掛金を納付しなかったときは、その農作物共済の共済関係を解除するものとする。

(重大事由による共済関係の解除)

第38条 市は、次の各号のいずれかに該当するときは、農作物共済の共済関係を解除するものとする。

(1) 当該農作物共済に係る農作物共済加入者が、市に当該共済関係に基づく共済金の給付を行わせることを目的として当該農作物共済に係る損害を生じさせ、又は生じさせようとしたとき。

(2) 当該農作物共済に係る農作物共済加入者

が、当該共済関係に基づく共済金の給付の請求について詐欺を行い、又は行おうとしたとき。

- (3) 前2号に掲げるもののほか、市の当該農作物共済に係る農作物共済加入者に対する信頼が損なわれることにより、当該共済関係を存続させることを困難にする重大な事由が生じたとき。

(共済関係の解除の効力)

第39条 第36条第2項、第37条及び前条の規定による農作物共済の共済関係の解除は、将来に向かってのみその効力を生ずる。

2 市は、次の各号に掲げる規定により農作物共済の共済関係を解除した場合には、当該各号に定める損害を填補する責任を負わない。

(1) 第36条第2項 同項の規定による解除がされた時までに発生した共済事故による損害（同条第1項の規定による告知を要する事実に基づかずに発生した共済事故による損害を除く。）

(2) 第37条 同条の規定による解除がされた時までに発生した共済事故による損害

(3) 前条 同条各号のいずれかに該当したときから同条の規定による解除がされた時までに発生した共済事故による損害

(共済金の支払額等の公表)

第40条 市長は、共済金の支払額の決定後、遅滞なく、農作物共済加入者ごとに、共済金の支払額、第33条第1項第1号に規定する共済減収量（一筆方式にあっては同項第2号に規定する共済減収量、災害収入共済方式にあっては生産金額の減少額（同条第2項第1号に掲げる額をいう。）及び農作物の減収量（省令第98条第2号に掲げる数量から同条第1号に掲げる数量を差し引いて得た数量をいう。）、共済金の支払期日及び支払方法を公表するものとする。

(共済金の支払額等の公表)

第35条 市長は、共済金の支払額の決定後、遅滞なく、農作物共済加入者ごとに、共済金の支払額、農作物共済減収量、共済金の支払期日及び支払方法並びに第29条第1項第2号に定める金額を共済金額とする農作物共済にあっては特定農作物共済限度額から生産金額を差し引いて得た金額を公表するものとする。

2 前項の農作物共済減収量は、第29条第1項第1号に定める金額を共済金額とする農作物共済にあっては第32条第1項第1号の共済事故による共済目的の減収量が同号の基準

(削る)

収穫量に100分の30を乗じて得た数量を超えた場合におけるその超えた部分の当該減収量をいい、第29条第1項第2号に定める金額を共済金額とする農作物共済にあつては特定農作物収穫量が第32条第4項の基準収穫量に達しない場合におけるその達しない部分の当該減収量をいうものとする。

(無事戻し)

第36条 本市は、農作物共済について、共済目的の種類ごとに、毎会計年度、農作物共済加入者が自己の責めに帰すべき理由がないのに次のいずれかに該当する場合には、議会の議決を経て、当該会計年度の前3会計年度間に共済責任期間が満了した共済目的に係る加入者負担共済掛金（以下この項において「共済掛金加入者負担分」という。）の2分の1に相当する金額（当該会計年度の前3会計年度間に共済金の支払を受け、又は当該会計年度の前2会計年度間に、この条の規定による無事戻金（法第102条の規定による払戻金をいう。以下同じ。）の支払を受けたときは、当該2分の1に相当する金額から当該共済金及び当該無事戻金の合計金額を差し引いて得た金額）を限度として、当該農作物共済加入者に対して無事戻し（同条の規定による払戻しをいう。）をすることができる。

(1) 当該会計年度の前3会計年度にわたり共済金の支払を受けないとき（当該会計年度の前2会計年度間に無事戻金の支払を受けた場合において、当該無事戻金の金額が共済掛金加入者負担分の2分の1に相当する金額以上の金額であるときを除く。）。

(2) 当該会計年度の前3会計年度間に支払を受けた共済金の金額が共済掛金加入者負担分の2分の1に相当する金額（当該会計年度の前2会計年度間に無事戻金の支払を受けたときは、当該2分の1に相当する金額から当該無事戻金の金額を差し引いて得た

	<p><u>第38条 農作物共済加入者で第3条第1項第2号に掲げる牛（12歳を超える種雄牛及び子牛（その母牛に対する授精又は受精卵移植の日から起算して240日以上に達したものに限る。）を除く。以下この項において同じ。）を飼養するものは、次の各号に該当する場合を除き、当該牛を家畜共済に付きなければならない。</u></p> <p><u>(1) 取引のため1年以内飼養する目的で飼養する場合</u></p> <p><u>(2) 市長が当該牛についての前条第1項の規定による申込みにつき、第42条第1号の理由によりその承諾を拒んだ場合であって、当該牛を第50条第1項の規定により同項の個別共済関係に係る家畜共済に付することができないとき。</u></p> <p><u>(3) 本市が当該牛についての前条第2項又は第3項の規定による申込みにつき、第42条第2号から第4号までの理由によりその承諾を拒んだ場合（同号の理由がなくなった場合を除く。）。</u></p>
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>(家畜共済資格者)</u></p> <p><u>第39条 本市との間に家畜共済の共済関係を成立させることができる者は、牛につき養畜の業務を営む者で第2条に規定する区域内に住所を有するもの（以下「家畜共済資格者」という。）とする。</u></p> <p><u>2 本市との間に家畜共済の共済関係の存する者（以下「家畜共済加入者」という。）が家畜共済資格者でなくなったときは、その時に、当該共済関係は、消滅するものとする。</u></p>
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>(家畜共済の申込み)</u></p> <p><u>第40条 家畜共済資格者が第37条の規定による申込みをしようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した申込書を市長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 申込者の氏名及び住所（申込者が法人その他の団体にあつては、名称及び主たる事</u></p>

	<p>ある場合にあっては第2号から第4号までのいずれかに掲げる理由があるときは、当該申込みの承諾を拒むものとする。</p> <p>(1) その申込みに係る牛のうちに次号から第4号まで又は第50条第1項に掲げるものがあるため、その申込みを承諾するときは、当該牛と同一の包括共済対象家畜の種類たる牛を本市の次条の包括共済関係に係る家畜共済に付している者との間に著しく衡平を欠くこととなるおそれがあること。</p> <p>(2) その申込に係る牛が発育不全、衰弱、^き畸形、不具又は悪癖の著しいものであること。</p> <p>(3) その申込みに係る牛が疾病にかかり、又は傷害を受けているものであること。</p> <p>(4) その申込みに係る牛が通常の飼養管理又は供用の方法と著しく異なる方法で飼養管理され、若しくは供用され、又はそのおそれがあり、その飼養管理又は供用の方法からみて当該牛と同種の牛と比べて共済事故の発生する度合いが著しく大きいと認められること。</p>
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>(共済関係の消滅)</u></p> <p>第43条 第37条第1項の規定により成立する家畜共済の共済関係（以下「包括共済関係」という。）の成立の際、その成立により家畜共済に付されることとなった牛につき既に同条第3項の規定により家畜共済の共済関係が成立していたときは、当該包括共済関係に係る共済責任の始まる時に、その成立していた共済関係は、消滅するものとする。</p>
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>(包括共済関係に係る共済目的の異動)</u></p> <p>第44条 本市との間に包括共済関係の存する者が当該包括共済関係の成立の後に当該包括共済関係に係る包括共済対象家畜の種類たる牛で第3条第1項第2号に定めるもの</p>

<p>(削る)</p>	<p>を飼養するに至ったときは、その時（その時に当該包括共済関係に係る共済責任が始まっていないときは、当該責任共済が始まった時）に、当該牛又は当該牛の胎児は、当該包括共済関係に係る家畜共済に付されるものとする。その者が飼養している牛が当該包括共済対象家畜の種類たる牛で同号に定めるものとなったとき又はその者が飼養している牛の胎児がその母牛に対する授精若しくは受精卵移植の日から起算して240日以上に達したときも、同様とする。</p> <p>2 第11条第2項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定により包括共済関係に関し権利義務の承継があった場合において、当該権利義務を承継した者がその承継前から引き続き当該包括共済関係に係る包括共済対象家畜の種類たる牛で第3条第1項第2号に定めるものを飼養していたときは、当該牛又は当該牛の胎児についても、前項前段と同様とする。</p> <p>3 本市との間に包括共済関係の存する者が当該包括共済関係に係る家畜共済に付した牛（牛の胎児を含む。）を飼養しなくなったとき（その者が同時に当該包括共済関係に係る包括共済対象家畜の種類につき養畜の業務を営む者でなくなったときを除く。）は、その時に、当該牛及び当該牛の胎児は、当該家畜共済に付したものでなくなるものとする。当該牛及び当該牛の胎児が当該包括共済対象家畜の種類たる牛で第3条第1項第2号に定めるものでなくなったときも、同様とする。</p> <p>（共済関係の消滅しない場合）</p> <p>第45条 家畜共済加入者が住所を第2条に規定する区域外に移転したため第39条第2項の規定により当該共済関係が消滅すべき場合において、その者が当該共済関係を存続させることについてその移転前に市長の承</p>
-------------	--

<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>諾を受けていたときは、当該共済関係は、同項の規定にかかわらず、なお存続するものとする。</u></p> <p><u>2 第11条第2項及び第3項の規定は、前項の承諾の場合について準用する。</u> <u>(子牛等の共済目的からの除外)</u></p> <p><u>第46条 本市との間に乳牛の雌等又は肉用牛等に係る包括共済関係の存する者は、包括共済対象家畜の種類ごと及び共済掛金期間ごとに、当該共済掛金期間の開始する2週間前までに、本市に対し、子牛等を共済目的としない旨の申出をすることができる。</u></p> <p><u>2 前項の申出があったときは、当該包括共済関係においては、当該申出に係る共済掛金期間内は、第3条第1項第2号の規定にかかわらず、当該申出に係る子牛等を共済目的としないものとする。</u></p> <p><u>(共済責任の開始)</u></p>
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>第47条 家畜共済に係る共済責任は、本市が家畜共済加入者から加入者負担共済掛金の納付を受けた日の翌日から始まる。ただし、その日以後第44条第1項又は第2項の規定により包括共済関係に係る家畜共済に付された牛については、その家畜共済に付された時から始まる。</u></p> <p><u>2 共済責任開始の日を統一するため必要がある場合において、市長が家畜共済加入者との協議により特定の家畜共済の共済関係について特定の日に関済責任が始まる旨を定めたときは、前項本文の規定にかかわらず、当該共済関係に係る共済責任は、その特定の日から始まる。この場合には、前項ただし書の規定を準用する。</u></p> <p><u>(共済関係成立時等の書面交付)</u></p>
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>第47条の2 本市は、家畜共済に係る共済関係が成立したとき及び共済掛金期間が開始したとき（最初の共済掛金期間が開始したときを除く。）は、遅滞なく、家畜共済加入者</u></p>

	<p>に対し、次の各号に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。</p> <p>(1) 本市の名称</p> <p>(2) 家畜共済加入者の氏名又は名称</p> <p>(3) 共済事故</p> <p>(4) 共済掛金期間の始期及び終期</p> <p>(5) 共済金額</p> <p>(6) 共済目的を特定するために必要な事項</p> <p>(7) 加入者負担共済掛金及び賦課金並びにこれらの支払の方法</p> <p>(8) 第16条、第40条第3項、第51条及び第58条の規定による通知等をすべき事項</p> <p>(9) 共済関係の成立年月日</p> <p>(10) 書面を作成した年月日</p> <p>2 前項の書面には、市長が署名し、又は記名押印しなければならない。</p>
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>(加入証の交付)</u></p> <p>第48条 市長は、家畜共済加入者に対し、共済掛金期間ごとに、家畜共済に付されている牛に係る加入証を交付するものとする。</p> <p>2 家畜共済加入者は、当該牛につき診療を受けようとするときは、前項の加入証を提示しなければならない。</p>
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>(共済掛金期間)</u></p> <p>第49条 家畜共済に係る共済掛金期間は、1年とする。</p> <p>2 市長は、共済掛金期間の始期又は終期を統一するため必要があるときは、前項の規定にかかわらず、家畜共済に係る共済掛金期間を1年未満とすることができる。</p> <p>3 家畜共済に係る最初の共済掛金期間は、第47条第1項本文又は第2項前段の規定により家畜共済に係る共済責任の始まる時に開始する。</p>
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>(個別共済関係に係る家畜共済に付することができない場合)</u></p> <p>第50条 12歳をこえる牛は、あらたに第3</p>

<p>(削る)</p>	<p><u>7条第2項又は第3項の規定により成立する家畜共済の共済関係（以下「個別共済関係」という。）に係る家畜共済に付することができない。</u></p> <p><u>2 牛が前項に掲げる牛に該当するに至る前2年以内にあらたに開始した個別共済関係は、その該当するに至った時の属する共済掛金期間の満了の時に消滅する。</u></p> <p><u>(通知義務)</u></p> <p><u>第51条 本市との間に包括共済関係の存する者は、当該包括共済関係に係る共済目的に第44条第1項の規定による異動（牛の胎児が授精若しくは受精卵移植の日から起算して240日以上に達したことによる異動を除く。）若しくは同条第3項の規定による異動（死亡及び廃用を除く。）を生じたとき又は牛が出生したときは、遅滞なく、その旨を市長に通知しなければならない。</u></p> <p><u>2 本市との間に乳牛の雌等に係る包括共済関係の存する者は、当該包括共済関係に付された牛の胎児であつて、その母牛に対する授精又は受精卵移植の日から起算して240日以上の生育の程度に達する可能性のあるものの価額が評価された後、当該牛の胎児の品種が当該評価の時のものと異なるものとなり、当該価額の変更を必要とする場合には、当該牛の胎児が当該包括共済関係に係る家畜共済に付される日の前日までに、その旨を本市に通知しなければならない。</u></p> <p><u>3 本市との間に個別共済関係の存する者は、当該個別共済関係に係る共済目的たる牛を他人に譲渡したとき又は当該牛につき共済目的の種類を変更したときは、遅滞なく、その旨を市長に通知しなければならない。</u></p> <p><u>(加入者負担共済掛金の金額)</u></p>
<p>(削る)</p>	<p><u>第52条 家畜共済に係る加入者負担共済掛金の金額は、共済掛金（共済金額に第56条の共済掛金率を乗じて得た金額（第49条第2</u></p>

<p>(削る)</p>	<p>項の規定により1年未満とされた共済掛金期間に係るものにあつては、月割りによって計算された金額)をいう。次項において同じ。)から、その2分の1に相当する金額(その金額が法第13条の2の農林水産大臣の定める金額を超える場合にあつては、当該農林水産大臣の定める金額)を差し引いて得た金額とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、家畜共済に付した家畜で、その共済金額が法第115条第10項の農林水産大臣の定める金額を超えるものに係る加入者負担共済掛金の金額は、次の算式により計算される金額とする。</p> $F = B P + A Q - C$ <p>Fは、当該加入者負担共済掛金の金額 Pは、第56条の共済掛金率のうち死亡及び廃用による損害に対応する部分の率 Qは、第56条の共済掛金率からPを差し引いたもの Aは、法第115条第10項の農林水産大臣の定める金額 Bは、当該家畜の共済金額 Cは、共済掛金の2分の1に相当する金額(その金額が法第13条の2の農林水産大臣の定める金額を超える場合にあつては、当該農林水産大臣の定める金額)</p> <p>(加入者負担共済掛金の納期限)</p> <p>第53条 第37条の規定による申込みをした者は、第40条第2項の承諾の通知が到達した日の翌日から起算して1週間以内(第47条第2項に規定する場合にあつては、同項の特定の日から2週間以内)に、最初の共済掛金期間に対する加入者負担共済掛金を本市に納付しなければならない。</p> <p>2 前項に規定する納期限を過ぎて加入者負担共済掛金の納付を受けたときは、市長は、あらためて第37条の規定による申込みがあ</p>
-------------	---

<p>(削る)</p>	<p><u>つたものとみなして取り扱うものとする。</u></p> <p>3 <u>家畜共済加入者は、共済掛金期間の満了の日までに、次の共済掛金期間に対する加入者負担共済掛金を本市に納付しなければならない。</u></p> <p>4 <u>前項の場合において、共済掛金期間の満了の日の翌日から起算して2週間をもつて猶予期間とする。</u></p> <p>5 <u>市長が第11条第2項（同条第8項において準用する場合を含む。）の承諾をした場合において、譲受人の住所地に係る共済掛金率が譲渡人の住所地に係る共済掛金率を超えるときは、譲受人は、当該承諾の通知が到達した日（共済目的の譲受けの前に当該承諾の通知が到着した場合は、当該譲受けの日）の翌日から起算して2週間以内に、当該共済掛金期間のうちまだ経過していない期間に対し月割りによつて計算される加入者負担共済掛金の差額を本市に納付しなければならない。</u></p> <p>6 <u>第5条第4項の規定は、第1項、第3項及び前項の規定により納付する場合について準用する。</u></p> <p><u>(共済金額)</u></p> <p>第54条 <u>家畜共済の共済金額は、包括共済対象家畜に係る包括共済関係に係るものにあつては包括共済対象家畜の種類ごとに、個別共済関係に係るものにあつては家畜ごとに、当該家畜共済に係る最初の共済掛金期間の開始の時における共済価額の100分の30を下らず、その時における共済価額の100分の80を超えない範囲内において、第57条第1項の家畜共済掛金率等一覧表に掲げる金額のうちから家畜共済加入者が選択した金額とする。</u></p> <p>2 <u>包括共済関係に係る家畜共済の共済金額は、死亡又は廃用により共済金が支払われたときは、当該死亡又は廃用の時に、その支払</u></p>
-------------	---

<p>(削る)</p>	<p><u>われた共済金に相当する金額だけ減額するものとする。</u></p> <p>3 <u>包括共済関係に係る家畜共済の共済価額が第44条第1項又は第2項の規定による共済目的の異動により増加したときは、家畜共済加入者は、共済掛金期間の中途においても、当該共済目的の異動があつた日から2週間以内に、市長に対し、その増加の割合の範囲内で家畜共済の共済金額の増額を請求することができる。</u></p> <p>4 <u>家畜共済加入者は、前項の規定による請求をしたときは、その請求の日から2週間以内に、当該共済掛金期間のうちまだ経過していない期間に対し月割りによつて計算される加入者負担共済掛金の差額を本市に納付しなければならない。</u></p> <p>5 <u>第3項の規定による請求に係る共済金額の増額は、前項の規定によりその差額を本市に納付した日の翌日からその効力を生ずるものとする。</u></p> <p>6 <u>家畜共済に係る共済掛金期間の開始後に、共済価額が著しく減少したときは、家畜共済加入者は、新たな共済掛金期間の開始の時に、本市に対し、将来に向かつて、共済金額の減額を請求することができる。</u></p> <p>7 <u>第3項及び前項の規定による場合のほか、家畜共済加入者は、新たな共済掛金期間の開始の時に、市長の承諾を受けて、家畜共済の共済金額を変更することができる。この場合には、家畜共済の共済金額を減額する場合を除き、第42条の規定を準用する。</u></p> <p>8 <u>第3項、第6項又は前項の規定による変更後の家畜共済の共済金額は、第1項の規定にかかわらず、その変更の時の共済価額の100分の30を下らず、その時の共済価額の100分の80を超えない範囲内において定めなければならない。</u></p> <p>(共済価額)</p>
-------------	--

<p>(削る)</p>	<p>第55条 家畜共済の共済価額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 乳牛の雌等及び肉用牛等に係る包括共済関係にあつては、家畜共済加入者ごとに次に掲げる金額を合計した金額</p> <p>ア 当該家畜共済加入者が現に飼養している当該包括共済関係に係る牛の価額</p> <p>イ アの牛の胎児が、その共済掛金期間中に授精又は受精卵移植の日から起算して240日以上に達する可能性のある場合における当該牛の胎児の価額</p> <p>(2) 個別共済関係にあつては、当該個別共済関係に係る牛の価額</p> <p>2 前項第1号アの牛（次項に規定するものを除く。）及び前項第2号の牛の価額は、最初の共済掛金期間の開始の時（その共済掛金期間の開始の後第44条第1項又は第2項の規定により包括共済関係に係る家畜共済に付された牛にあつては、その家畜共済に付された時）における牛の価額とする。ただし、本市と家畜共済加入者との協議により新たな共済掛金期間の開始の時における牛の価額に改定すべき旨を決定したときは、その牛の価額とする。</p> <p>3 第1項第1号アの牛であつて、その共済掛金期間中に同号に規定する包括共済関係に係る牛の胎児であつたことのあるものの価額は、当該牛の胎児の価額と同額とする。</p> <p>4 第1項第1号イの牛の胎児の価額は、当該価額の算定の日以前1年間における当該胎児と価額を等しくする品種の初生牛の平均取引価格に相当する金額として省令第29条の9の2第2項の規定により農林水産大臣の定める方法によって算定される金額とする。</p> <p>(共済掛金率)</p> <p>第56条 家畜共済の共済掛金率は、共済目的の種類ごとに次の各号に掲げる率の合計率</p>
-------------	--

<p>(削る)</p>	<p>とする。</p> <p>(1) 第2条に規定する区域の属する地域に係る<u>法第115条第1項第1号の共済掛金標準率甲と同率</u></p> <p>(2) 第2条に規定する区域の属する地域に係る<u>法第115条第1項第2号の農林水産大臣の定める率と同率</u></p> <p>(3) 第2条に規定する区域の属する地域に係る<u>法第115条第1項第3号の共済掛金標準率丙と同率</u></p> <p>2 <u>包括共済関係に係る家畜共済でその共済目的が2以上の共済目的の種類にわたるものの共済掛金率は、前項の規定にかかわらず、当該包括共済関係に係る家畜で当該家畜共済加入者が当該共済掛金期間の開始の時（その共済掛金期間開始の後第54条第3項の規定による共済金額の増額が行われた場合にあつては、その増額が効力を生じた時）において現に飼養しているものの価額（前条第1項第1号イに掲げる価額を含む。）の当該共済目的の種類ごとの合計額を重みとして当該共済目的の種類ごとの前項の合計率を平均算術した率とする。</u></p> <p><u>(家畜共済掛金率等一覧表の作成等)</u></p> <p><u>第57条 市長は、家畜共済の共済掛金率、共済金額、加入者負担共済掛金等（以下「家畜共済掛金率等」という。）を記載した家畜共済掛金率等一覧表を作成し、これを市役所に備えて置かなければならない。ただし、当該家畜共済掛金率等一覧表の内容を、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録し、及び保存した場合においては、この限りでない。</u></p> <p>2 <u>市長は、家畜共済掛金率等が改定されたときは、その旨を公示しなければならない。</u></p> <p>3 <u>家畜共済加入者は、いつでも、第1項の家畜共済掛金率等一覧表の閲覧を求めることができる。</u></p>
-------------	--

<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>(損害防止の指導)</u></p> <p><u>第58条 次の場合には、家畜共済加入者は、あらかじめ、その旨を市長に通知し、損害防止のため必要な指導を受けるものとする。</u></p> <p><u>(1) 共済目的である牛に対して去勢その他重大な手術をするとき。</u></p> <p><u>(2) 共済目的である牛を放牧するとき。</u></p> <p><u>(3) 共済目的である牛を家畜市場に出場させ、又は共進会等に出品するとき。</u></p> <p><u>2 次の場合には、家畜共済加入者は、遅滞なく、その旨を市長に通知し、損害防止のため必要な指導を受けるものとする。</u></p> <p><u>(1) 共済目的である牛が疾病にかかり、又は著しい傷害を受けたとき。</u></p> <p><u>(2) 共済目的である牛が行方不明になったとき。</u></p>
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>(共済金の支払額)</u></p> <p><u>第59条 家畜共済に係る共済金は、次に掲げる金額とする。ただし、包括共済関係に係るものにあつては包括共済対象家畜の種類ごと、家畜共済加入者ごと及び共済掛金期間ごとに、個別共済関係に係るものにあつては牛ごと及び共済掛金期間ごとに、法第116条第1項ただし書の農林水産大臣が定める金額を限度とする。</u></p> <p><u>(1) 死亡又は廃用の共済事故により支払うものにあつては、当該共済事故に係る第55条第2項の牛の同項に規定する価額から、肉、皮その他の残存物（以下「肉皮等残存物」という。）の評価額若しくは当該牛の廃用の時における評価額（これらの評価額が当該牛の同項に規定する価額の2分の1を超えるときは、当該牛の同項に規定する価額の2分の1）又は当該共済事故の発生によつて受けるべき補償金等（家畜伝染病予防法第58条第1項の規定により受けるべき手当金（以下この条において「手当金」という。）を除く。）の金額を</u></p>

差し引いて得た金額（以下この条において「控除残額」という。）に共済金額の共済価額に対する割合（その割合が100分の80を超えるときは、100分の80）を乗じて得た金額（手当金を受けるべき場合又は肉皮等残存物の評価額若しくは当該牛の廃用の時における評価額が当該牛の第55条第2項に規定する価額の2分の1を超える場合において、当該乗じて得た金額が当該牛の同項に規定する価額（当該牛の同項に規定する価額が著しく過少であることを当該家畜共済加入者が証明したときは、当該共済事故の原因が発生した直前の牛の価額）からこれらの評価額及び当該共済事故の発生によつて受けるべき補償金等（手当金を受けるべき場合には、その手当金を含む。）を差し引いて得た金額を超えるときは、その差し引いて得た金額）

(2) 疾病又は傷害の共済事故により支払うものにあつては、当該共済事故によつて家畜共済加入者が負担すべき診療その他の行為の費用の内容に応じて省令第33条第1項の農林水産大臣の定める点数によつて共済事故ごとに計算される総点数に同項の農林水産大臣が定める1点の価額を乗じて得た金額（当該金額が家畜共済加入者が負担した費用の額を超えるときは、その費用の額）

2 同一の包括共済対象家畜につき2個以上の家畜共済の共済関係が存する場合において他の共済関係が存しないものとして各共済関係につき前項の規定により計算された共済金（以下この項において「独立責任額」という。）の合計額が次に掲げる金額を超えるときは、各共済関係につき支払うべき共済金は、同項の規定にかかわらず、次に掲げる金額に、当該各共済関係に係る独立責任額のそ

の合計額に対する割合を乗じて得た金額とする。

(1) 死亡又は廃用の共済事故により支払う

ものにあつては、前項第1号の控除残額の100分の80に相当する金額(手当金を受けるべき場合又は肉皮等残存物の評価額若しくは当該牛の廃用の時における評価額が当該牛の第55条第2項に規定する価額の2分の1を超える場合において、当該100分の80に相当する金額が当該牛の同項に規定する価額(当該牛の同項に規定する価額が著しく過少であることを当該家畜共済加入者が証明したときは、当該共済事故の原因が発生した直前の牛の価額)からこれらの評価額及び当該共済事故の発生によつて受けるべき補償金等(手当金を受けるべき場合には、当該手当金を含む。)を差し引いて得た金額を超えるときは、当該差し引いて得た金額)

(2) 疾病又は傷害の共済事故により支払う

ものにあつては、前項第2号に掲げる金額

3 第1項及び前項の規定は、第55条第3項の牛について準用する。この場合において、前項中「前項の」とあるのは「次項において準用する前項の」と、同項第1号中「前項第1号」とあるのは「次項において準用する前項第1号」と、「第55条第2項」とあるのは「第55条第3項」と、同項第2号中「前項第2号」とあるのは「次項において準用する前項第2号」とする。

4 第1項及び第2項の規定は、第55条第4項の牛の胎児について準用する。この場合において、第2項中「前項の」とあるのは「第4項において準用する前項の」と、同項第1号中「前項第1号」とあるのは「第4項において準用する前項第1号」と、「第55条第2項」とあるのは「第55条第4項」と、同項第2号中「前項第2号」とあるのは「第4

<p>(削る)</p>	<p>項において準用する前項第2号」とする。</p> <p>5 第1項第1号及び第2項第1号（それぞれ前2項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の評価額は、当該肉皮等残存物又は当該廃用に係る牛又は牛の胎児を通常利用し得べき方法により利用するとした場合における価額とする。</p> <p>6 第1項第1号及び第2項第1号の補償金等（手当金を含む。）は、家畜共済加入者の故意又は重大な過失によりその全部又は一部を受けることができなくなつた場合においても、その全部を受けるべきものとして計算する。</p> <p>(共済金の支払とみなされる場合)</p> <p>第60条 家畜共済に付した牛につき疾病又は傷害の共済事故が発生した場合において、本市又は兵庫県農業共済組合連合会が診療その他の行為をし、又はその費用を負担したときは、本市は、当該診療その他の行為に要した費用の額の限度において共済金を支払つたものとみなす。</p>
<p>(削る)</p>	<p>(共済金の支払を請求することができない場合)</p> <p>第61条 家畜共済に係る共済責任の始まつた日から2週間以内に共済事故が生じたときは、家畜共済加入者は、共済金の支払を請求することができない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 当該家畜共済加入者が、その共済事故の原因が共済責任の始まつた後に生じたことを証明した場合</p> <p>(2) 次の要件のすべてに適合する場合</p> <p>ア 当該共済事故が包括共済関係に係る家畜共済に係るものであること。</p> <p>イ 当該共済事故に係る牛がアの包括共済関係の成立により消滅した個別共済関係に係る家畜共済に当該共済事故が生じた日の前日から起算して2週間以</p>

	<p><u>上前から付されていたものであること。</u></p> <p>(3) <u>次の要件のすべてに適合する場合</u></p> <p>ア <u>当該共済事故が個別共済関係に係る家畜共済に係るものであること。</u></p> <p>イ <u>当該共済事故に係る牛が、当該共済事故が生じた日の前日から起算して2週間以上前から包括共済関係に係る家畜共済に付されており、かつ、種雄牛となつたため第44条第3項後段の規定により当該包括共済関係に係る家畜共済に付した牛でなくなつた後2週間以内にアの家畜共済に付されたものであること。</u></p> <p>(4) <u>次の要件のすべてに適合する場合</u></p> <p>ア <u>当該共済事故が子牛等を共済目的とする家畜共済に係るものであること。</u></p> <p>イ <u>当該共済事故に係る家畜が子牛等（子牛にあつては、本市との間に当該家畜共済の共済関係の存する者が出生後引き続き飼養しているものに限る。）であり、かつ、その母牛が当該共済事故が生じた日の前日から起算して2週間以上前からアの家畜共済に付されていたものであること。</u></p> <p>(5) <u>次の要件のすべてに適合する場合</u></p> <p>ア <u>当該共済事故が肉用牛等に係る包括共済関係に係る家畜共済であつて子牛等を共済目的とするものに係るものであること。</u></p> <p>イ <u>当該共済事故に係る家畜が子牛（本市との間にアの家畜共済の共済関係が存する者が出生後引き続き飼養しているものに限る。）であること。</u></p> <p>ウ <u>当該子牛が当該共済事故が生じた日の前日から起算して2週間以上前から本市と家畜共済加入者との間に存する乳牛の雌等に係る包括共済関係に係る家畜共済であつて子牛等を共済目的と</u></p>
--	--

	<p><u>定による義務を怠ったとき。</u></p> <p>(2) <u>家畜共済加入者が第13条の規定による指示に従わなかったとき。</u></p> <p>(3) <u>家畜共済加入者が第16条第1項又は第2項の規定による通知を怠り、又は故意若しくは重大な過失によつて不実の通知をしたとき。</u></p> <p>(4) <u>第37条第1項の規定により申込みをした家畜共済資格者が、当該申込みの際現に飼養していた牛で当該申込に係るものうちに疾病にかかり、若しくは傷害を受けていたもの又は疾病若しくは傷害の原因が生じていたものがあつた場合において、故意又は重大な過失によつてこれを通知せず、又は不実の通知をしたとき（本市がこれを知つていたとき及び過失によつてこれを知らなかつたときを除く。）。</u></p> <p>(5) <u>家畜共済加入者が、第51条第1項の規定による通知を怠り、又は故意若しくは重大な過失によつて不実の通知をしたとき。</u></p> <p>(6) <u>家畜共済に係る共済責任の開始する前に生じていた疾病若しくは傷害又はその原因が生じていた疾病若しくは傷害によつて損害が生じたとき。</u></p> <p>(7) <u>第54条第7項の規定により共済金額が増額された場合において、その増額前に生じていた疾病若しくは傷害又はその原因が生じていた疾病若しくは傷害によつて損害が生じたとき。</u></p> <p>(8) <u>家畜共済加入者又は家畜共済加入者と同一の世帯に属する親族が故意又は重大な過失によつて損害を生ぜしめたとき。</u></p> <p>2 <u>家畜共済加入者が損害賠償の責任を負うことによつて生じることのある損害をてん補するために、他人の所有するものを共済に付した場合における前項第8号の規定の適用については、同号中「故意又は重大な過失」とあるのは、「故意」とする。</u></p>
--	---

<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>(共済関係の無効)</u></p> <p><u>第64条 第37条第3項の規定による申込みの承諾の際、包括共済対象家畜で同項各号に掲げる理由がないものに係る個別共済関係は、無効とする。</u></p> <p><u>2 第50条第1項の規定に違反する個別共済関係は、無効とする。</u></p> <p><u>3 最初の共済掛金期間の開始の時ににおける共済金額が、その時ににおける共済価額の100分の80に相当する金額を超過したときは、その超過した部分については、家畜共済の共済関係は、無効とする。第54条第3項、第6項又は第7項の規定による変更後の共済金額が、その変更の時ににおける共済価額の100分の80に相当する金額を超過したときも、同様とする。</u></p>
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>(告知義務違反による解除)</u></p> <p><u>第65条 家畜共済資格者は、第37条の規定による申込みの当時、家畜共済に係る共済関係が成立することによりてん補することとされる損害の発生の可能性に関する重要な事項のうち本市が告知を求めたものについて、事実の告知をしなければならない。</u></p> <p><u>2 本市は、家畜共済加入者が、前項の規定に基づき本市が告知を求めたものについて、故意若しくは重大な過失により事実の告知をせず、又は不実の告知をしたときは、当該家畜共済の共済関係を解除することができる。</u></p> <p><u>3 前項の規定にかかわらず、本市は、次の各号に掲げる場合においては、共済関係を解除することができない。</u></p> <p><u>(1) 第37条の規定による申込みの承諾の当時において、本市が前項の事実を知り、又は過失によって知らなかったとき。</u></p> <p><u>(2) 本市のために共済関係の成立のための行為の媒介を行うことができる者(本市のために共済関係を成立させるための行為の代理を行うことができる者を除く。以下</u></p>

	<p><u>「共済媒介者」という。)が、家畜共済加入者が前項の事実の告知をすることを妨げたとき。</u></p> <p><u>(3) 共済媒介者が、家畜共済加入者に対し、前項の事実の告知をせず、又は不実の告知をすることを勧めたとき。</u></p> <p><u>4 前項第2号及び第3号の規定は、当該各号に規定する共済媒介者の行為がなかったとしても家畜共済加入者が第2項の事実の告知をせず、又は不実の告知をしたと認められる場合には、適用しない。</u></p> <p><u>5 第2項の規定による解除権は、本市が同項の規定による解除の原因があることを知った時から1箇月間行使しないときは、消滅する。第37条の規定による申込みの承諾をした時から6箇月を経過したときも、同様とする。</u></p>
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>(重大事由による解除)</u></p> <p><u>第65条の2 本市は、次の各号に掲げる事由がある場合には、家畜共済に係る共済関係を解除するものとする。</u></p> <p><u>(1) 家畜共済加入者が、本市に当該共済関係に基づく共済金の給付を行わせることを目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとしたこと。</u></p> <p><u>(2) 家畜共済加入者が、本市に当該共済関係に基づく共済金の給付の請求について詐欺を行い、又は行おうとしたこと。</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げるもののほか、本市の家畜共済加入者に対する信頼を損ない、当該共済関係の存続を困難とする重大な事由</u></p>
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>(解除の効力)</u></p> <p><u>第65条の3 家畜共済に係る共済関係の解除は、将来に向かってのみその効力を生ずる。</u></p> <p><u>2 本市は、次に掲げる規定により共済関係の解除をした場合には、当該号に定める損害をてん補する責任を負わない。</u></p> <p><u>(1) 第65条第2項 解除された時まで</u></p>

	<p>発生した共済事故による損害（同項の事実に基づかずに発生した共済事故による損害を除く。）</p> <p>(2) 前条 同条各号に掲げる事由が生じた時から解除された時まで発生した共済事故による損害</p>
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>(共済関係の失効)</u></p>
	<p><u>第66条 個別共済関係に係る共済目的である牛について譲渡又は相続その他の包括承継があつたときは、第11条第2項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定により譲受人又は相続人その他の承継人が当該個別共済関係に関し譲渡人又は被相続人その他の被承継人の有する権利義務を承継した場合を除き、当該個別共済関係は、その譲渡又は相続その他の包括承継があつた時からその効力を失う。</u></p> <p><u>2 第47条第2項に規定する場合であつて、第53条第1項の規定に違反したときは、当該共済関係は、その成立の時からその効力を失う。</u></p> <p><u>3 第53条第4項の猶予期間を経過したときは、当該家畜共済の共済関係は、当該猶予期間の初日からその効力を失う。</u></p> <p><u>4 第53条第5項に違反したときは、第11条第2項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定により承継した権利義務は、その承継の時からその効力を失う。</u></p> <p><u>5 個別共済関係の共済目的である牛（乳牛の雌を除く。）が共済目的の種類を変更したときは、当該個別共済関係は、その変更の時からその効力を失う。</u></p>
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>第66条の2 削除</u></p>
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>(他人の家畜を家畜共済に付した場合)</u></p>
	<p><u>第66条の3 他人の家畜を飼養する者が、損害賠償の責任を負うことによって生ずることのある損害をてん補するため当該家畜を家畜共済に付したときは、共済事故に係る損</u></p>

(削る)

害賠償請求権を有する当該家畜の所有者は、
共済金を請求する権利について先取特権を
有する。

2 家畜共済加入者は、前項の損害賠償請求権
に係る債務について弁済をした金額又は当
該家畜の所有者の承諾があった金額の限度
においてのみ、本市に対して共済金を請求す
る権利を行使することができる。

3 第8条の規定にかかわらず、共済金を請求
する権利は、第1項の損害賠償請求権を有す
る所有者に譲り渡し、又は当該損害賠償請求
権に関して差し押さえることができる。

(加入者負担共済掛金の分納)

第66条の4 市長は、包括共済関係に係る加
入者負担共済掛金について、共済掛金期間
(1年であるものに限る。)ごとに、当該包
括共済関係に係る牛で当該家畜共済加入者
が、当該共済掛金期間の開始の時において現
に飼養しているものの頭数が、乳牛の雌にあ
つては3頭以上、肉用牛にあつては5頭以上
である場合には、第53条第1項又は第3項
の規定にかかわらず、当該家畜共済加入者の
申請に基づき当該加入者負担共済掛金(同条
第5項又は第54条第4項の規定により納
付すべき差額部分を除く。)を4回に分割し
て納付することを認めることができる。

2 前項の申請は、次項の規定による第2回目
以降の納付につき担保を供し、又は保証人を
たて、かつ、市長の定める書類を添付してし
なければならない。

3 家畜共済加入者は、第1項の規定により4
回に分割して納付することを認められた場
合には、第40条第2項の承諾の通知が到達
した日の翌日から起算して1週間以内(第4
7条第2項に規定する場合にあつては、同項
の特定の日から2週間以内)に加入者負担共
済掛金の4分の1に相当する金額を、第1回
目の加入者負担共済掛金の納期限の日から

<p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>第3章 財務 (勘定区分)</p> <p>第41条 市の共済事業に係る特別会計は、次に掲げる勘定に区分して経理する。</p> <p>(1) 農作物共済に関する勘定 (削る)</p> <p>(2) 業務の執行に要する経費に関する勘定 (支払備金の積立て)</p> <p>第42条 市は、毎会計年度の終わりにおいて、支払備金として、次に掲げる金額の合計額から兵庫県農業共済組合連合会から受けるべき保険金及び保険料の返還金の合計額を差し引いて得た額に相当する額を積み立てる</p>	<p>起算して3箇月を経過した日、6箇月を経過した日及び9箇月を経過した日までにそれぞれ当該加入者負担共済掛金の4分の1に相当する金額を、本市に納付しなければならない。</p> <p>4 前項に規定する第2回目以降の納期限後2週間をもつて猶予期間とする。</p> <p>5 第1項の規定により分割納付を認められた包括共済関係に係る家畜共済の共済責任は、第47条第1項本文の規定にかかわらず、本市が第3項の規定による第1回の納付を受けた日の翌日から始まる。</p> <p>6 第5条第4項の規定は、第3項の納付について準用する。</p> <p>第66条の5 第6条の規定は、前条第4項の猶予期間が経過してもなお当該期間内に納付すべき加入者負担共済掛金を納付しない家畜共済加入者に係る督促及び延滞金の徴収について準用する。</p> <p>第66条の6 家畜共済加入者が正当な理由がないのに第66条の4第4項の規定に違反して加入者負担共済掛金の納付を遅滞したときは、第63条の規定にかかわらず、本市は、当該家畜共済加入者に対して共済金の全部につき支払の責めを免れるものとする。</p> <p>第3章 財務 (勘定区分)</p> <p>第67条 本市の共済事業に係る特別会計は、次の各号に掲げる勘定に区分して経理する。</p> <p>(1) 農作物共済に関する勘定 (2) 家畜共済に関する勘定 (3) 業務の執行に要する経費に関する勘定 (支払備金の積立て)</p> <p>第68条 本市は、毎会計年度の終りにおいて、支払備金として、次に掲げる金額のうちから兵庫県農業共済組合連合会から受けるべき保険金及び保険料の返還金に相当する金額を差し引いて得た金額を積み立てるものと</p>
--	---

<p>ものとする。 <u>(削る)</u></p> <p>(不足金^{てん}填補準備金の積立て)</p> <p><u>第43条</u> 市は、<u>毎会計年度、第41条第1号の勘定</u>（以下「<u>農作物共済勘定</u>」という。）に係る<u>剰余金の額の2分の1に相当する額を不足金^{てん}填補準備金</u>として積み立てるものとする。</p>	<p>する。 <u>(責任準備金の積立て)</u></p> <p><u>第69条</u> 本市は、<u>毎会計年度の終わりにおいて、共済責任期間が翌会計年度にわたる共済</u>について、次に掲げる共済の区分に応じ、<u>当該号に定める金額を責任準備金として積み立てるものとする。</u></p> <p>(1) <u>農作物共済</u> <u>当該会計年度の共済掛金の合計金額から兵庫県農業共済組合連合会への支払保険料の額及び共済金の概算払の額（兵庫県農業共済組合連合会から受けた保険金の仮渡額を差し引く。）を差し引いて得た金額</u></p> <p>(2) <u>家畜共済</u> <u>当該会計年度の共済掛金の合計金額から兵庫県農業共済組合連合会への支払保険料の額を差し引いて得た金額に、共済責任期間に係る月数の合計のうち翌会計年度に係る月数の合計を共済責任期間に係る月数の合計で除して得た割合を乗じて得た金額</u></p> <p><u>2</u> <u>前項第2号の月数は、共済責任期間の初日の属する月の翌月の初日（翌会計年度に係る月数にあつては、当該会計年度の初日）から当該共済責任期間の末日の翌日の属する月の末日までの月数とする。</u></p> <p>(不足金^{てん}填補準備金の積立て)</p> <p><u>第70条</u> 本市は、<u>第67条第1号の勘定にあつては、共済目的の種類ごとに、次に掲げる場合に該当するときは、毎会計年度の剰余金中当該号に掲げる金額を当該勘定に係る法</u></p> <p><u>第101条の準備金</u>（以下「<u>不足金^{てん}填補準備金</u>」という。）として積み立てるものとする。</p> <p>(1) <u>当該会計年度末における当該共済目的の種類に係る不足金^{てん}填補準備金の金額が別記第1の算式により算出される金額（そ</u></p>
--	---

<p>(削る)</p> <p>(不足金^{てん}填補準備金の取崩し)</p>	<p>の算出される金額が省令第22条第1項第1号の農林水産大臣の定める金額を超える場合には、その農林水産大臣の定める金額。以下「第1次限度額」という。)未満の金額である場合 当該共済目的の種類に係る農作物剰余金配分額(第67条第1号の勘定に係る当該会計年度の剰余金の金額を、共済目的の種類ごとに、過去の収支の差額を基準として市長が議会の議決を経て分配して得た金額をいう。以下同じ。)の3分の2に相当する金額(その金額が第1次限度額から当該不足金^{てん}填補準備金の金額を差し引いて得た金額を超える場合には、別記第2の算式により算出される金額と第1次限度額の2倍に相当する金額から当該不足金^{てん}填補準備金の金額を差し引いて得た金額とのいずれか少ない金額)</p> <p>(2) 当該会計年度末における当該共済目的の種類に係る不足金^{てん}填補準備金の金額が第1次限度額以上第1次限度額の2倍に相当する金額未満の金額である場合 当該共済目的の種類に係る農作物剰余金配分額の3分の1に相当する金額と第1次限度額の2倍に相当する金額から当該不足金^{てん}填補準備金の金額を差し引いて得た金額とのいずれか少ない金額</p> <p>2 本市は、第67条第2号の勘定にあっては、当該勘定に係る毎会計年度の剰余金中その金額の2分の1に相当する金額を当該勘定に係る不足金^{てん}填補準備金として積み立てるものとする。</p> <p>(不足金^{てん}填補準備金の共済金支払への充当)</p>
--	---

<p>第44条 市は、農作物共済勘定について共済金の支払に不足が生じる場合には、前条の不足金填補準備金（以下「填補準備金」という。）をその支払に充てるものとする。</p>	<p>第71条 本市は、農作物共済について、共済目的の種類ごとに、共済金の支払に不足を生ずる場合には、当該共済目的の種類に係る不足金^{てん}填補準備金をその支払に充てるものとする。</p>
<p><u>(削る)</u> (特別積立金の積立て)</p>	<p>第72条及び第73条 <u>削除</u> (特別積立金の積立て)</p>
<p>第45条 市は、毎会計年度、農作物共済勘定に係る剰余金の額から填補準備金として積み立てる額を差し引いて得た額を特別積立金として積み立てるものとする。</p>	<p>第74条 本市は、第67条第1号の勘定について、共済目的の種類ごとに、毎会計年度の剰余金中当該共済目的の種類に係る農作物剰余金配分額から不足金^{てん}填補準備金として積み立てる金額を差し引いて得た金額を当該勘定に係る特別積立金として積み立てるものとする。</p>
<p><u>(削る)</u></p>	<p>2 本市は、第67条第2号の勘定について、毎会計年度の剰余金から不足金^{てん}填補準備金として積み立てる金額を差し引いて得た金額を当該勘定に係る特別積立金として積み立てるものとする。</p>
<p>(特別積立金の取崩し) 第46条 市は、農作物共済勘定について、共済金の支払に不足が生じる場合であつて、填補準備金をその支払に充ててもなお不足が生じるときは、前条の特別積立金（以下「特別積立金」という。）を共済金の支払に充てるものとする。</p>	<p>(特別積立金の取崩し) 第75条 本市は、農作物共済について、共済目的の種類ごとに、共済金の支払に不足を生ずる場合であつて、当該共済目的の種類に係る不足金^{てん}填補準備金の金額をその支払に充てなお不足を生ずるときは、当該共済目的の種類に係る特別積立金を共済金の支払に充てるものとする。</p>
<p><u>(削る)</u></p>	<p>2 本市は、家畜共済について、共済金の支払に不足を生ずる場合であつて、不足金^{てん}填補準備金の金額をその支払に充てなお不足を生ずるときは、特別積立金を共済金の支払に充てるものとする。</p>
<p>2 市は、毎会計年度、農作物共済勘定につい</p>	<p>3 本市は、第67条第1号及び第2号の勘定</p>

て、共済金の支払に不足が生じる場合以外の不足金が生じる場合であって、填補準備金を当該不足金の填補に充ててもなお不足が生じるときは、特別積立金をその不足金の填補に充てることができる。

3 市は、議会の議決を経て、特別積立金を第13条後段に規定する費用及び第14条に規定する施設をするために必要な費用の支払に充てることができる。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

第4章 尼崎市農業共済損害評価会

(損害評価会)

第47条 法第221条第1項の規定により設置する尼崎市農業共済損害評価会（以下「損害評価会」という。）の組織及び運営については、農業保険法施行令（平成29年政令第263号）に定めるもののほか、次条から第51条までに定めるところによる。

(所掌事項)

第48条 損害評価会は、市長の諮問に応じ、共済事故に係る損害の防止及び認定に関する重要事項について調査審議する。

(組織)

第49条 略

(任期)

第50条 委員の任期は、3年とする。

ごとに、毎会計年度、不足金^{てん}填補準備金の金

額を不足金^{てん}の填補に充てなお不足金を生ず

る場合には、特別積立金を当該不足金^{てん}の填補に充てることができるものとする。

4 本市は、議会の議決を経て、特別積立金を法第95条後段に規定する費用及び第14条に規定する施設をするのに必要な費用の支払に充てることができるものとする。

5 本市は、農作物共済について、共済目的の種類ごとに、特別積立金を無事戻金の支払に充てるものとする。

6 本市は、前各項に規定する場合のほか、議会の議決を経て、特別積立金を本市の行う共済事業に関し必要な費用として省令第23条の2第1項第5号の農林水産大臣が定める費用の支払に充てることができるものとする。

第4章 削除

第76条及び第77条 削除

第5章 尼崎市農業共済損害評価会

(設置)

第78条 本市に尼崎市農業共済損害評価会（以下「損害評価会」という。）を置く。

(所掌事項)

第79条 損害評価会は、共済事故に係る損害の防止及び認定に関する重要事項について市長の諮問に応じて調査審議する。

(組織)

第80条 略

(委員の任期)

第81条 委員の任期は、3年とし、前任者の

<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>任期満了の日の翌日から起算する。ただし、定数の補充によつて委嘱又は任命された委員の任期は、退任した委員の残任期間とする。</u></p> <p><u>2 任期満了によつて退任した委員は、後任の委員が就任するまでは、なおその職務を行なう。</u></p>
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>(会長)</u></p> <p><u>第82条 損害評価会に会長を置き、委員の互選により定める。</u></p> <p><u>2 会長は、会務を総理する。</u></p> <p><u>3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代行する。</u></p>
<p><u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p>	<p><u>第83条 削除</u></p> <p><u>(招集)</u></p> <p><u>第84条 損害評価会は、会長が招集する。</u></p>
<p><u>(運営の細目)</u></p> <p><u>第51条 第48条から前条までに規定するもののほか、損害評価会の運営について必要な事項は、会長が損害評価会に諮つて定める。</u></p> <p><u>第5章 雑則</u></p> <p><u>(農業経営収入保険に移行する者の共済関係の解除等)</u></p> <p><u>第52条 法人たる農作物共済加入者は、その農作物共済に代えて農業経営収入保険に加入しようとするときは、その共済責任期間内に限り、当該農作物共済に係る共済関係を解除することができる。この場合において、市は、当該農業経営収入保険に係る保険期間たる当該農作物共済加入者の事業年度が開始する日以後に当該共済責任期間が満了する農作物共済に係る加入者負担共済掛金について、その全額を当該農作物共済加入者に返還するものとする。</u></p> <p><u>2 市は、前項の規定により法人たる農作物共済加入者がその共済関係を解除する場合は、当該農作物共済加入者が支払った賦課金について、月割りにより計算した額を当該農作物</u></p>	<p><u>(会議等)</u></p> <p><u>第85条 損害評価会の会議の運営について必要な事項は、会長が損害評価会に諮つて定める。</u></p> <p><u>第6章 雑則</u></p>

共済加入者に返還するものとする。

(委任)

第53条 略

(削る)

(削る)

別表

第1 区分	1類 飼料用、 バイオ燃料用 及び米粉用以 外の用途の水 稲	全相殺方式、半 相殺方式、災害 収入共済方式及 び一筆方式
	2類 飼料用又 はバイオ燃料 用の水稲	全相殺方式、半 相殺方式、災害 収入共済方式及 び一筆方式
	3類 米粉用の 水稲	全相殺方式、半 相殺方式、災害 収入共済方式及 び一筆方式

(委任)

第86条 略

別記第1

$$\frac{3S(q_1 - P_1)}{1 - r}$$

Sは、当該会計年度にその共済責任期間が開
始する当該共済目的の種類（以下「対象農
作物」という。）に係る総共済金額

q_1 は、対象農作物に係る農作物通常標準被
害率

P_1 は、対象農作物に係る農作物通常共済掛
金標準率

rは、対象農作物に係る農作物通常責任保険
歩合

別記第2

$$\frac{1}{2}(L_1 - F_1) + \frac{1}{3}Su$$

L_1 は、当該会計年度の当該共済目的の種類
に係る第一次限度額

F_1 は、当該会計年度末における当該共済目
的の種類に係る不足金^{てん} 補準備金の金額

Suは、当該会計年度の当該共済目的の種類
に係る農作物剰余金配分額

第2 区分	2類 飼料用又はバイオ燃料用の水稲	全相殺方式、半相殺方式、災害収入共済方式及び一筆方式
	7類 飼料用及びバイオ燃料用以外の用途の水稲	地域インデックス方式

備考

1 「第1区分」とは共済目的の全てについて地域インデックス方式以外の引受方式を選択する場合を、「第2区分」とは共済目的の全部又は一部について地域インデックス方式を選択する場合をいう。

2 「バイオ燃料」とは、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号）第2条第2項に規定するバイオ燃料をいう。

<平成30年9月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第99号	所 管	都市計画課
件 名	尼崎市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例について				
内 容					
1	<p>制定理由</p> <p>都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第26号）の施行により、生産緑地法が改正され、生産緑地地区の区域の規模に関する条件について、市の条例により定めることが可能となった。</p> <p>その改正を踏まえ、生産緑地地区の面積要件を引き下げることにより、多様な機能を有し、本市において重要な役割を果たす市内農地の保全を図るため、条例を制定するもの。</p>				
2	<p>制定内容</p> <p>生産緑地地区の指定に係る面積要件を「300平方メートル以上」と定める。</p>				
3	<p>施行期日</p> <p>公布の日</p>				

<平成30年9月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第100号	所 管	建築指導課
件 名	尼崎市建築物等関係事務手数料条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）が制定され、接道規制の適用除外に係る手続の合理化による認定制度、また、仮設興行場等の設置期間の特例制度が整備されたため、それらの認定等の申請に係る審査手数料を徴収するための規定整備を行うもの。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>(1) 接道規制の適用除外に係る手続の合理化に係る改正</p> <p>敷地が幅員4メートル以上の一定の道に2メートル以上接する建築物のうち、利用者が少数である一定の用途及び規模のものについては、建築審査会の同意を不要とする認定制度の整備に対応し、その認定申請に対する審査手数料を、1件につき27,000円とする。</p> <p>(2) 仮設興行場等の設置期間の特例に係る改正</p> <p>国際的規模の競技会等の用に供することその他の理由により1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等の仮設建築物について、建築審査会の同意を得た場合には、1年を超えて建築が可能となる許可制度の整備に対応し、その許可申請に対する審査手数料を、1件につき160,000円とする。</p> <p>3 施行期日</p> <p>公布の日の翌日</p>					

尼崎市建築物等関係事務手数料条例

改正後	現 行
<p>(手数料を徴収する事務及び手数料の額)</p> <p>第2条 手数料を徴収する事務及び手数料の額は、次のとおりとする。</p> <p><u>(9)の3 建築基準法第43条第2項第1号の規定に基づく建築物の敷地と道路との関係の建築の認定の申請に対する審査</u> 1件 27,000円</p> <p>(10) <u>建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく建築物の敷地と道路との関係の建築の許可の申請に対する審査</u> 1件 33,000円</p> <p>(34) <u>建築基準法第85条第5項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査</u> 1件 120,000円</p> <p><u>(34)の2 建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査</u> 1件 160,000円</p>	<p>(手数料を徴収する事務及び手数料の額)</p> <p>第2条 手数料を徴収する事務及び手数料の額は、次のとおりとする。</p> <p>(10) 建築物の敷地と道路との関係の建築の許可の申請に対する審査 1件 33,000円</p> <p>(34) <u>仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査</u> 1件 120,000円</p>

<平成30年9月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第101号	所 管	住宅管理担当
件 名	尼崎市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>中堅所得者向住宅である特定公共賃貸住宅（時友長ノ手2号棟）については、常時募集を行っているものの、継続して空き家が発生している。こうしたことから、入居促進に向けた取組みとして、尼崎市営住宅等審議会の答申に基づき、入居者資格の見直しを行うもの。</p> <p>2 改正内容</p> <p>「現に市内に住所又は勤務場所を有する者であること」を入居者の資格として規定している第4条第1号を削除する。</p> <p>3 施行期日</p> <p>平成30年11月1日</p>					

尼崎市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例

改正後	現 行
<p>(入居者の資格)</p> <p>第4条 特定公共賃貸住宅に入居する事が出来る者は、次の各号に掲げる条件を具備する者でなければならない。</p> <p><u>(1)～(3)</u> 略</p>	<p>(入居者の資格)</p> <p>第4条 特定公共賃貸住宅に入居する事が出来る者は、次の各号に掲げる条件を具備する者でなければならない。</p> <p><u>(1) 現に市内に住所又は、勤務場所を有する者であること。</u></p> <p><u>(2)～(4)</u> 略</p>

<平成30年9月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第102号	所 管	ひと咲き施設整備担当
件 名	工事請負契約について (あまがさき・ひと咲きプラザ整備工事)				
内 容					
1	契約の相手方 尼崎市七松町2丁目27番23号 株式会社オカモト・コンストラクション・システム 代表取締役 岡本 征夫				
2	契約金額 567,000,000円 (※ 金額は消費税等相当額8%を含む。)				
3	契約の方法 一般競争入札 (制限付)				
4	開札年月日 平成30年7月9日				
5	工事内容 2号館整備工事 エレベーター及び渡り廊下増築工事並びに改修工事 鉄筋コンクリート造り 3階建て 1棟 延べ面積 2,031.53平方メートル 学生会館整備工事 エレベーター増築工事並びに改修工事 鉄筋コンクリート造り 3階建て 1棟 延べ面積 1,061.55平方メートル 図書館整備工事 改修工事 鉄筋コンクリート造り 4階建て 1棟 延べ面積 2,994.03平方メートル 外構工事				
6	工期 契約締結の日から270日間				

<平成30年9月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第103号	所 管	ひと咲き施設整備担当
件 名	工事請負契約について(あまがさき・ひと咲きプラザ整備工事のうち電気設備工事)				
内 容					
1	契約の相手方 尼崎市稲葉荘1丁目13番5号 山口電気工事株式会社 代表取締役 山口 節夫				
2	契約金額 189,216,000円(※金額は消費税等相当額8%を含む。)				
3	契約の方法 一般競争入札(制限付)				
4	開札年月日 平成30年7月19日				
5	工事内容 電気設備工事 受変電設備工事 一式 電灯設備工事 一式 動力設備工事 一式 弱電設備工事 一式 火災報知設備工事 一式				
6	工期 契約締結の日から270日間				

開 札 結 果 表

		開札年月日	平成30年7月19日
件 名	あまがさき・ひと咲きプラザ整備工事のうち電気設備工事		
落 札 者 名	山口電気工事(株)	落 札 金 額	175,200,000円
予 定 価 格	184,300,000円	最 低 制 限 価 格	165,870,000円
入 札 者 名	第1回目入札金額 (円)		
山口電気工事(株)	175,200,000	決定	
(株)みつば電気	184,500,000	※予定価格超過	
(株)小川電設	187,320,000	※予定価格超過	
親和電機工業(株)	196,900,000	※予定価格超過	
(株)高塚電業社	200,000,000	※予定価格超過	
不二電気工事(株)	208,810,000	※予定価格超過	
大日通信工業(株)	145,600,000	※最低制限価格抵触	
(株)ニューテック	163,800,000	※最低制限価格抵触	
平尾電工(株)	165,300,000	※最低制限価格抵触	

(※ 金額は消費税等相当額8%を含まない。)

<平成30年9月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第104号	所 管	ひと咲き施設整備担当																
件 名	工事請負契約について(あまがさき・ひと咲きプラザ整備工事のうち機械設備工事)																				
内 容																					
1	契約の相手方 尼崎市南武庫之荘1丁目29番15号 株式会社西三設備 代表取締役 西村 一浩																				
2	契約金額 190,652,400円(※金額は消費税等相当額8%を含む。)																				
3	契約の方法 一般競争入札(制限付)																				
4	開札年月日 平成30年7月19日																				
5	工事内容 機械設備工事 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>空気調和設備工事</td><td>一式</td></tr> <tr><td>換気設備工事</td><td>一式</td></tr> <tr><td>衛生器具設備工事</td><td>一式</td></tr> <tr><td>給水設備工事</td><td>一式</td></tr> <tr><td>排水設備工事</td><td>一式</td></tr> <tr><td>給湯設備工事</td><td>一式</td></tr> <tr><td>消火設備工事</td><td>一式</td></tr> <tr><td>床暖房設備工事</td><td>一式</td></tr> </table>					空気調和設備工事	一式	換気設備工事	一式	衛生器具設備工事	一式	給水設備工事	一式	排水設備工事	一式	給湯設備工事	一式	消火設備工事	一式	床暖房設備工事	一式
空気調和設備工事	一式																				
換気設備工事	一式																				
衛生器具設備工事	一式																				
給水設備工事	一式																				
排水設備工事	一式																				
給湯設備工事	一式																				
消火設備工事	一式																				
床暖房設備工事	一式																				
6	工期 契約締結の日から270日間																				

<平成30年9月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第105号	所 管	施設課、施設整備担当、設備整備担当
件 名	工事請負契約の変更について（潮小学校校舎増築等工事）				
内 容					
1	<p>変更理由</p> <p>平成29年度労務・材料等単価を適用して設計を行っている当該工事について、平成30年3月から適用される公共工事設計労務単価の上昇を受け、技能労務者の適切な賃金水準を確保するため、平成30年3月からの労務・材料等単価を適用することに伴い、契約金額を増額する必要が生じたため。</p> <p>併せて、大阪府北部を震源とする地震によるブロック塀の倒壊被害を踏まえ、ブロック塀の撤去及び新たなフェンスの設置を行うため、工事請負契約を変更するもの。</p>				
2	<p>契約の相手方</p> <p>尼崎市玄番南之町5番地6 株式会社トータルサプライ 代表取締役 柄谷 順一郎</p>				
3	<p>契約金額</p> <p>変更前 294,624,000円 変更後 335,590,560円 増 額 40,966,560円 (※ 金額は消費税等相当額8%を含む。)</p>				
4	<p>変更内容</p> <p>平成30年3月からの労務・材料等単価の適用 ブロック塀倒壊防止対策実施に伴う増額</p>				
5	<p>契約工期</p> <p>平成30年3月12日から平成31年3月20日まで（変更なし）</p>				

<平成30年9月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第106号	所 管	大庄地域振興センター
件 名	工事請負契約の変更について（大庄支所・地区会館複合施設新築工事）				
内 容					
1	<p>変更理由</p> <p>賃金等の急激な変動により、尼崎市工事請負契約書第26条第6項（いわゆるインフレスライド条項）に基づいて、契約の相手方から契約金額の変更について請求を受けたため、相手方との協議を行い、契約金額を増額することとしたもの。</p>				
2	<p>契約の相手方</p> <p>尼崎市玄番南之町4番地</p> <p>株式会社柄谷工務店 代表取締役 柄谷 順一郎</p>				
3	<p>契約金額</p> <p>変更前 631,113,120円</p> <p>変更後 634,798,674円</p> <p>増 額 3,685,554円</p> <p>（※ 金額は消費税等相当額8%を含む。）</p>				
4	<p>変更内容</p> <p>賃金又は物価の変動に伴うインフレスライドの適用（尼崎市工事請負契約書第26条関係）</p>				
5	<p>工期</p> <p>平成29年10月16日から平成31年1月8日まで（変更なし）</p>				

<平成30年9月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第107号	所 管	住宅整備担当
件 名	事業契約及び市有地の売払いについて(市営武庫3住宅第3期(西昆陽住宅)建替事業)				
内 容					
1	<p>事業手法</p> <p>民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づく事業(PFI事業)。</p>				
2	<p>事業契約について</p> <p>(1) 契約の事業概要</p> <p>ア 既存の市営西昆陽住宅(279戸)の解体工事</p> <p>イ 市営西昆陽住宅(140戸 8階建1棟)の建設</p> <p>ウ 公園などの関連する公共施設等の整備</p> <p>エ 上記アからウに係る設計・調査業務及び工事監理業務</p> <p>オ 入居者移転支援業務(仮移転、本移転、退去移転等)</p> <p>カ 余剰地活用業務(余剰地において、子育てファミリー世帯の定住促進を図れるような良質な戸建住宅及び道路等の整備)</p> <p>(2) 契約の金額</p> <p>2,242,968,000円</p> <p>〔※ 金額は消費税等相当額8%を含む。ただし、入居者移転支援業務に係る経費に一部消費税等対象外経費あり。〕</p> <p>(3) 契約の相手方</p> <p>株式会社柄谷工務店、株式会社市浦ハウジング&プランニング大阪支店、株式会社アクロスコーポレイション及び阪急阪神不動産株式会社を構成企業とするグループ</p> <p>代表企業 尼崎市玄番南之町4番地</p> <p>株式会社柄谷工務店</p> <p>代表取締役 柄谷 順一郎</p>				
3	<p>市有地の売払いについて</p> <p>(1) 売払いの金額</p> <p>415,660,217円</p>				

(2) 市有地の所在地、地目及び面積

所在地番	地目	面積
尼崎市西昆陽2丁目318-1	宅地	5,254.87m ²

(3) 売払いの相手方

大阪市北区芝田1丁目1番4号

阪急阪神不動産株式会社

代表取締役 若林 常夫

4 契約の方法

一般競争入札（総合評価）

学識経験者5名による選定委員会において、入札参加者からの提案内容を審査し、技術評価点と入札価格から算出した価格点を合計した総合評価点が最も高かった株式会社柄谷工務店を代表企業とするグループを落札者候補として選定した。

<審査結果>

入札参加者	①技術評価点	②価格点	③総合評価点	総合評価点順位
(代表企業) 柄谷工務店	84.45	60.33	144.78	1
(代表企業) 宮崎建設	80.45	44.29	124.74	2

① 技術評価点＝選定委員会の審査による評価

② 価格点＝「市営住宅整備に係る対価」及び「余剰地の対価」からそれぞれの算定式により算出した点数の合計

・市営住宅整備に係る対価

$$= 60 - \{60 \div 0.09 \times (\text{入札価格} / \text{予定価格} - 0.7)^2\}$$

・余剰地の対価

$$= 20 \times (\text{提案された余剰地の対価} / \text{提案中最も高い余剰地の対価})$$

③ 総合評価点＝①及び②の合計

5 契約の期間

契約締結の日から平成35年8月31日まで

入札参加者及び開札結果

<入札参加者>

株式会社柄谷工務店を代表企業とするグループ			
担当業務	法人等の名称	代表者名	所在地
建設	株式会社柄谷工務店	代表取締役 柄谷 順一郎	尼崎市玄番南之町4番地
設計 工事監理	株式会社市浦ハウジング &プランニング大阪支店	専務取締役支店長 田中 純一	大阪市北区西天満1-7-20
移転支援	株式会社アクロスコーポ レイション	代表取締役 廣田 忠彦	尼崎市武庫之荘2丁目3番1号
余剰地 活用	阪急阪神不動産株式会社	代表取締役 若林 常夫	大阪市北区芝田1丁目1番4号

宮崎建設株式会社を代表企業とするグループ			
担当業務	法人等の名称	代表者名	所在地
建設	宮崎建設株式会社	代表取締役社長 宮崎 健一	尼崎市杭瀬北新町1丁目5番11号
設計	株式会社三弘建築事務所	代表取締役 池田 裕彦	西宮市本町4番16号
工事監理	株式会社都市設計連合	代表取締役 波多野 聡	神戸市中央区生田町一丁目4番20号
移転支援	株式会社ハウスメイト	代表取締役 武本 正照	尼崎市富松町3丁目39番22号
余剰地 活用	ファースト住建株式会社	代表取締役 中島 雄司	尼崎市東難波町5丁目6番9号

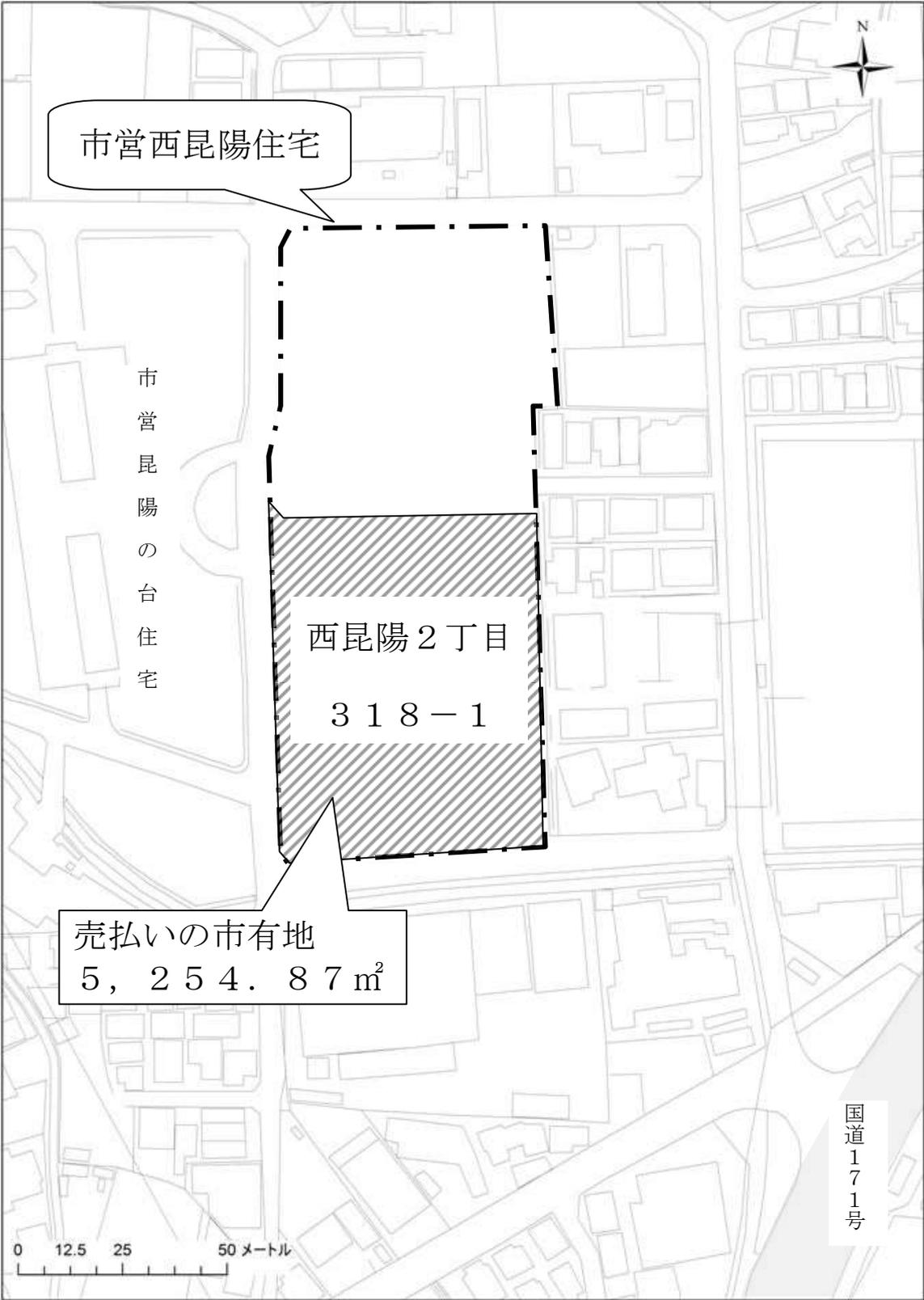
<開札結果>

	入札価格（消費税、地方消費税相当額除く）	
	（代表企業）柄谷工務店	（代表企業）宮崎建設
市営住宅整備費・ 入居者移転支援費	2,080,000,000円	2,215,800,000円
余剰地取得費用 （面積、㎡当たり価格）	415,660,217円 （5,254.87㎡、79,100円/㎡）	396,000,000円 （4,852.84㎡、81,601円/㎡）

予定価格：2,386,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く）

余剰地取得費用の最低価格：78,000円/㎡

別 図



<平成30年9月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第108号	所 管	道路課				
件 名	市道路線の認定について								
内 容									
<p>1 理由 道路法第8条第2項の規定により、市道路線を認定するため、議決を求めるもの。</p> <p>2 対象路線 (1) 認定しようとする路線</p> <table border="1" data-bbox="242 808 1426 909"> <thead> <tr> <th>路 線 名</th> <th>起 点 ~ 終 点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市 道 第 8 6 1 号 線</td> <td>東園田町2丁目27-3 ~ 同27-3</td> </tr> </tbody> </table>						路 線 名	起 点 ~ 終 点	市 道 第 8 6 1 号 線	東園田町2丁目27-3 ~ 同27-3
路 線 名	起 点 ~ 終 点								
市 道 第 8 6 1 号 線	東園田町2丁目27-3 ~ 同27-3								

<平成30年9月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第109号	所 管	水道部経理課										
件 名	平成29年度尼崎市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について														
内 容															
<p>1 議決を求める理由</p> <p>地方公営企業法第32条第2項の規定により、地方公営企業に生じた利益のうち、特定の用途目的を与えられていない未処分利益剰余金の処分は、条例又は議会の議決を経て行わなければならないとされていることから、その都度議決を求めるものである。</p> <p>2 処分内容</p> <p>未処分利益剰余金 536,401,092 円を建設改良積立金に積立てる。</p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;"></th> <th style="width: 50%; text-align: right;">未 処 分 利 益 剰 余 金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当 年 度 末 残 高</td> <td style="text-align: right;">536,401,092</td> </tr> <tr> <td>議 会 の 議 決 に よ る 処 分 額</td> <td style="text-align: right;">△536,401,092</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">建 設 改 良 積 立 金 の 積 立 て</td> <td style="text-align: right;">△536,401,092</td> </tr> <tr> <td>処 分 後 残 高</td> <td style="text-align: right;">(繰越利益剰余金) 0</td> </tr> </tbody> </table>							未 処 分 利 益 剰 余 金	当 年 度 末 残 高	536,401,092	議 会 の 議 決 に よ る 処 分 額	△536,401,092	建 設 改 良 積 立 金 の 積 立 て	△536,401,092	処 分 後 残 高	(繰越利益剰余金) 0
	未 処 分 利 益 剰 余 金														
当 年 度 末 残 高	536,401,092														
議 会 の 議 決 に よ る 処 分 額	△536,401,092														
建 設 改 良 積 立 金 の 積 立 て	△536,401,092														
処 分 後 残 高	(繰越利益剰余金) 0														

<平成30年9月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第110号	所 管	水道部経理課		
件 名	平成29年度尼崎市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について						
内 容							
1	<p>議決を求める理由</p> <p>地方公営企業法第32条第2項の規定により、地方公営企業に生じた利益のうち、特定の用途目的を与えられていない未処分利益剰余金の処分は、条例又は議会の議決を経て行わなければならないとされていることから、その都度議決を求めるものである。</p>						
2	<p>処分内容</p> <p>前年度の繰越利益剰余金 667,803,749 円及び当年度に発生した利益剰余金 535,684,221 円を合わせた未処分利益剰余金 1,203,487,970 円を建設改良積立金に積立てる。</p>						
(単位：円)							
		未 処 分 利 益 剰 余 金					
当 年 度 末 残 高		1,203,487,970					
議 会 の 議 決 に よ る 処 分 額		△1,203,487,970					
<table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>建設改良積立金の積立て</td> <td style="text-align: right;">△1,203,487,970</td> </tr> </table>		建設改良積立金の積立て	△1,203,487,970				
建設改良積立金の積立て	△1,203,487,970						
処 分 後 残 高		(繰越利益剰余金) 0					

<平成30年9月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第111号	所 管	下水道部経営企画課
件 名	平成29年度尼崎市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について				
内 容					
1	議決を求める理由 地方公営企業法第32条第2項の規定により、地方公営企業に生じた利益のうち、特定の用途目的を与えられていない未処分利益剰余金の処分は、条例又は議会の議決を経て行わなければならないとされていることから、その都度議決を求めるものである。				
2	処分内容 未処分利益剰余金 3,951,438,863 円のうち、当年度純利益 1,610,138,909 円は建設改良積立金に積立て、建設改良積立金の取崩額 341,299,954 円は資本金へ組み入れ、残余については繰り越すものとする。				
(単位：円)					
		未 処 分 利 益 剰 余 金			
当 年 度 末 残 高		3,951,438,863			
議 会 の 議 決 に よ る 処 分 額		△1,951,438,863			
建設改良積立金の積立て		△1,610,138,909			
資本金への組み入れ		△341,299,954			
処 分 後 残 高		(繰越利益剰余金) 2,000,000,000			

<平成30年9月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第112号	所 管	ボートレース事業部経営 企画課												
件 名	平成29年度尼崎市モーターボート競走事業会計未処分利益剰余金の処分について																
内 容																	
<p>1 議決を求める理由</p> <p>地方公営企業法第32条第2項の規定により、地方公営企業に生じた利益のうち、特定の用途目的を与えられていない未処分利益剰余金の処分は、条例又は議会の議決を経て行わなければならないとされていることから、その都度議決を求めるものである。</p> <p>2 処分内容</p> <p>未処分利益剰余金7,690,498,192円のうち、950,000,000円は建設改良積立金に積立て、130,000,000円は他会計へ繰出し、残余については繰り越すものとする。</p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;"></th> <th style="width: 50%; text-align: right;">未 処 分 利 益 剰 余 金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当 年 度 末 残 高</td> <td style="text-align: right;">7,690,498,192</td> </tr> <tr> <td>議 会 の 議 決 に よ る 処 分 額</td> <td style="text-align: right;">△1,080,000,000</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">建 設 改 良 積 立 金 の 積 立 て</td> <td style="text-align: right;">△950,000,000</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">他 会 計 へ の 繰 出 し</td> <td style="text-align: right;">△130,000,000</td> </tr> <tr> <td>処 分 後 残 高</td> <td style="text-align: right;">(繰越利益剰余金) 6,610,498,192</td> </tr> </tbody> </table>							未 処 分 利 益 剰 余 金	当 年 度 末 残 高	7,690,498,192	議 会 の 議 決 に よ る 処 分 額	△1,080,000,000	建 設 改 良 積 立 金 の 積 立 て	△950,000,000	他 会 計 へ の 繰 出 し	△130,000,000	処 分 後 残 高	(繰越利益剰余金) 6,610,498,192
	未 処 分 利 益 剰 余 金																
当 年 度 末 残 高	7,690,498,192																
議 会 の 議 決 に よ る 処 分 額	△1,080,000,000																
建 設 改 良 積 立 金 の 積 立 て	△950,000,000																
他 会 計 へ の 繰 出 し	△130,000,000																
処 分 後 残 高	(繰越利益剰余金) 6,610,498,192																

